

平成20年第1回防府市議会定例会会議録（その5）

平成20年3月5日（水曜日）

議事日程

平成20年3月5日（水曜日） 午前10時 開議

- 1 開 議
 - 2 会議録署名議員の指名
 - 3 一般質問
-

本日の会議に付した事件

目次に記載したとおり

出席議員（29名）

1 番	原 田 洋 介 君	2 番	高 砂 朋 子 君
3 番	重 川 恭 年 君	4 番	山 本 久 江 君
5 番	弘 中 正 俊 君	6 番	藤 本 和 久 君
7 番	河 杉 憲 二 君	8 番	松 村 学 君
9 番	斉 藤 旭 君	10 番	横 田 和 雄 君
11 番	深 田 慎 治 君	12 番	馬 野 昭 彦 君
13 番	大 村 崇 治 君	14 番	今 津 誠 一 君
15 番	安 藤 二 郎 君	16 番	平 田 豊 民 君
17 番	木 村 一 彦 君	18 番	三 原 昭 治 君
19 番	山 根 祐 二 君	20 番	伊 藤 央 君
21 番	藤 野 文 彦 君	22 番	山 下 和 明 君
23 番	田 中 健 次 君	24 番	中 司 実 君
25 番	山 田 如 仙 君	26 番	久 保 玄 爾 君
27 番	河 村 龍 夫 君	28 番	佐 鹿 博 敏 君
30 番	行 重 延 昭 君		

欠席議員

なし

説明のため出席した者

市	長	松浦正人君	副	市	長	嘉村悦男君						
会計	管理	者	内藤和行君	財	務	部	長	吉村廣樹君				
総	務	部	長	浅田道生君	総	務	課	長	柳博之君			
生活	環境	部	長	黒宰満君	産	業	振	興	部	長	桑原文正君	
土木	都市	建設	部	長	金子正幸君	理	事	島本正輝君				
健康	福祉	部	長	山下陽平君	教	育	長	岡田利雄君				
教育	委員会	参	事	恵藤豊君	水	道	事	業	管	理	者	中村隆君
水道	局	次	長	阿部勝正君	消	防	長	松永政己君				
監	査	委	員	和田康夫君								

事務局職員出席者

議会事務局長 中村武文君 議会事務局次長 徳富健司君

午前10時 開議

議長(行重 延昭君) 定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

議長(行重 延昭君) 本日の会議録署名議員を御指名申し上げます。24番、中司議員、25番、山田議員、御兩名にお願い申し上げます。

一般質問

議長(行重 延昭君) 議事日程につきましては、昨日に引き続き一般質問でございます。よろしくお願いたします。

早速、これより質問に入ります。最初は13番、大村議員。

〔13番 大村 崇治君 登壇〕

13番(大村 崇治君) おはようございます。今日は啓蟄です。春の訪れを告げる防府天満宮の梅まつりが2日あり、境内いっぱい梅の香りが漂っています。それでは通告に従いまして質問いたしますので、よろしくお願いたします。

大平山ロープウェイのあり方について、お尋ねいたします。

昭和34年3月21日、ロープウェイが開設され、来年50周年を迎えようとしていま

す。防府市及び大平山のシンボルとして市民に親しまれてまいりましたが、開設以来、多額の繰入金を投じ、平成19年度末までの累積赤字は約20億4,500万円と、市の大きな財政負担となっております。登山道路完成後のロープウェイ利用者は、平成16年度3万8,908人、平成17年度2万8,463人、平成18年度1万9,640人、平成19年度見込み1万9,000人と減少する一方でございます。

御承知のとおりロープウェイの存廃については、平成9年、大平山索道事業検討協議会が設立され、今後のあり方について協議され、平成10年、意見書が市長に提出され、山頂公園完成後に再度検討し、判断すべき云々という内容でまとめられました。

山頂公園は平成16年10月に完成し、たびたびの同僚議員の質問に対し、市長は検討協議会を立ち上げず、平成18年11月21日、ようやく協議会が再開されました。委員構成は、平成9年当時とは社会情勢が変わっておるとの理由で変えられ、平成18年11月21日から19年3月の間、5回にわたり協議され、19年3月22日、市長あてに意見書が提出されました。

それによりますと、まず、大平山ロープウェイは単に観光資源としての価値のみならず、市民の福祉の向上や、子どもに対する愛郷心など、教育面においても少なからず貢献していることから、今後とも継続されたい。ただし恒常的な赤字が存続の最大のネックになっていることから、長期的な視点に立ち、速やかに抜本的な経営改革に取り組まれない。

2つ目、経営改革の成果については3年おきにこれを検証し、営業収支が悪化傾向にあるときは、外部委託または指定管理者制度の導入もしくは事業の廃止等を検討されたい。

3つ目、経営改革に当たっては、市議会も含め、全市挙げての積極的な取り組みを特に要望する。その理由として、県内最大の規模と最高の景観を誇り、防府市民に安らぎとゆとりを与えてくれる心の財産である。ロープウェイの眺望は、未来を担う子どもたちにとって、この上ない臨場感あふれる教育現場である。そして抜本的な経営改革の視点としての営業努力として、商工会議所、観光協会をはじめ、市内外、JR西日本、旅行業者等へのPR、市内観光の周遊回路の確立、観光客誘導の促進、山頂公園の充実、ゴンドラ内でのボランティアガイドの活用、人件費の削減、営業経費の圧縮などが挙げられています。

この意見書をどのように受け止め、経営改革・営業努力されようとしておられるのか、その取り組みについてお尋ねいたします。

2点目、3年ごとに検証する実施計画と新年度予算についてでございます。

平成19年3月、この意見書を受け、1年が経過しようとしています。3年おきにこれを検証する上での実施計画はどうなっているのか。新年度予算を見る限り、全く長期的な視点、すなわち抜本的な経営改革、営業努力を行おうとする意図が見えません。御当局の

御所見をお伺いたします。

3点目、観光客誘致に対する基本姿勢について。

平成18年9月議会における私の一般質問に対し、市長は「ロープウェイの存廃についての基本的な考え方が違うようで、例えば、徳山には徳山動物園があり、これに2億二、三千万円、一般会計で丸々面倒見ている。宇部には素晴らしいときわ公園があります。徳山、宇部、山口にはロープウェイがありません。市民1人当たり500円を一般会計から出していることがぜいたく三昧にやっているということになるのか。多くの子どもたち、お年寄りの方々、他市や他国の訪問者から「よかった。素晴らしい」との感嘆の声を何回も聞いており、誇りに思っている。経営努力をしながら存続していきたい。また私には、1年に1回か2回の利用でなく、もっと増やしてもらいたい」ともおっしゃいました。

自来、私は何回となく車も含め上がってまいりました。そこでいろんな角度から、肌で感じたこと、目で見たことを述べますと、お客様本位のための基本的な気配りや配慮が全くされていないことです。

老朽化著しい展望台は、山頂公園と一体的な整備するべきものが今日まで放置状態です。子ども連れの親は、山頂公園で子どもが遊具を気に入れば、リピーターとして期待できます。しかし大人だけのグループは、眺望とつつじ等以外見るものがなく、滞在時間が自然に短くなり、リピーターに結びつきません。

展望台は本来、弁当持参や軽食、コーヒーなどゆっくり過ごしたい場所なのに、畳の間はぶかぶかで天井の雨漏り、中二階にはブロックの塀が危険のため、立入禁止の札が掲げられているなどの、雨や寒さを避ける避難場所としても、誘客の施設として恥ずかしい思いがいたします。そこで展望台の耐震診断はどうなのか、お尋ねしておきます。

また、山頂、山ろく駅舎の建物も、老朽化が進み、開設以来のままでございます。山ろく駐車場から駅舎までのアクセス、待合室からゴンドラまでに至るバリアフリー化がされておられません。これでは小学3年生以下の子どもや高齢者、障害者が、無料と言えども気持ちよく行ける状態とは言えません。また、待合室は吹きさらしのため、夏はやぶ蚊に悩まされ、冬は寒さを避ける場所がない。便所は男女共同多目的で、観光地にふさわしい施設とはとても言えません。

一方、観光客誘客誘致のための案内板の設置や安全対策について申し上げます。

市長は「快適観光空間整備事業による観光誘致標識並びに大型観光案内板を整備し、観光客の誘致と利便性を図ってまいりました」と述べておられます。

右田側から国道バイパス第3トンネルを出たら、目の前に雄大な大平山トンネルのアンテナ群が飛び込みます。肝心の誘導案内板がないことから入口が分かりません。浮野側に

についてもこのことが言えます。ロープウェイ交差点に入ると小さな案内板があります。あそこそ躍動感あふれる大看板を掲げるべきです。

県営坂本団地付近、藤井産業資材置き場付近の看板は、何年も前から折れ曲がり、やぶの中に隠れて見えない状態です。山ろく駅と山頂公園分岐点の誘導の看板が小さいこと、市民農園と山頂公園分岐点の看板が丸太の木に書いてあるため、市民農園のほうへ迷い込むことなどもございます。

道路の安全対策ですが、大谷口ため池ゴルフ場付近の危険防止ガードレールの設置、そして、山頂公園に行く登山道路中腹には4カ所から5カ所、市内一円が眺望できたり、目の前に敷山城址が望める、いわゆるポケットパークがございます。いずれの場所も雑木で視界を遮り、見るできません。丸太のベンチは既に腐食しています。一つ一つの気配りにより、人が集まってくるものと思います。

徳山、宇部の状況を述べられるのなら、思い切った改革をなぜされないのか、市長の基本的な考え方をお尋ねいたします。

今、抜本的な経営改革に取り組むとき、直営、外部委託あるいは指定管理者制度の導入にしる、既に耐用年数の過ぎたロープウェイの安全性などからして、多額の設備投資は避けて通れません。今日まで計画的な改善策をされずの状態では、おのずから廃止せざるを得ないこととなり、まさに市長の決断の時期が来ておると言えます。

検討協議会の意見書は「お金はかけるな、収入を上げよ、利用者を増やせ、努力することにより国などの支援を受けよ」の感がしてなりません。議会選出の委員の方々の不満の声もこうしたところに伺えます。

議会におきましても、今後、特別委員会の設置あるいは経済委員会所管事務調査などで真剣に審議する必要があることを申し述べ、壇上での質問を終わります。

議長（行重 延昭君） 13番、大村議員の質問に対する、答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 御質問にお答えいたします。

まず1点目の御質問の大平山索道事業検討協議会の意見書に対する受け止めと、経営改革の取り組みについてでございますが、いただきました意見書にもございますように、大平山ロープウェイは単に観光資源としての価値のみならず、市民に安らぎとゆとりを与えてくれる場であり、また、防府市全域をほぼ一望できることから、未来を担う子どもたちに防府市民として誇りを与え、ふるさと防府に対する郷土愛を慈しむ絶好の教育現場であり、また、山頂に車で行けない人にとっては貴重な登山手段でもあると私も思っておりますので、今後とも安全運行に努め、長期的な視野に立って経営改革に取り組み、営業を継

続していく所存であります。

次に2点目の御質問の、3年ごとに検証する上での実施計画と新年度予算についての御質問でございますが、意見書を受けまして、平成19年度において、庁内職員による観光振興ワーキンググループを立ち上げております。また、市民からの御意見などを検討し、大平山活性化計画をまとめているところでございます。

経営改善対策といたしましては、大きく分けて、経費の節減と利用者の増加を図るという2つの方法がございます。経費の節減につきましては、これまで人員の削減等により軽減に努めてまいりましたが、これ以上の削減は安全運行の面から考えますと厳しいものがございます。

利用者の増加に向けましては、大平山の魅力を増すための施設整備などのハード面と、多彩なイベントの実施などのソフト面があるかと思えます。ハード面につきましては、多額の経費を必要とすることなどから、計画的に実施していく必要があると考えております。したがって、平成20年度におきましては、誘客対策としてソフト面を中心とした予算を計上しているものでございます。

大平山ロープウェイは、昭和34年3月21日に開業し、平成21年3月には50周年を迎えますことから、平成20年度を50周年記念年度と位置づけ、年度内を通じてのバースデー割引制度及び大平山ロープウェイフォトコンテストの実施、現在も行っております夜間納涼運転の長期間の実施、あるいは観月会の日数の延長も含めた充実に取り組むとともに、平成21年3月末には50周年記念イベントの実施などを行い、あわせて市内外へのポスターやチラシなどの配布、また、今まで以上に市内小中学校や諸団体への利用促進PRを行い、利用者の増加につなげてまいります。

ハード面におきましては、大平山ロープウェイの誘客につながる大平山山頂公園の整備として、眺望案内看板の設置や遊び広場の階段の改修を行い、また、長期的な利用者の増加を図るという観点から、秋の誘客に向けた、もみじの植栽を計画するとともに、防府市緑化推進委員会の御協力をいただき、市民の記念植樹も予定しているところであります。

平成21年度以降は、これらにあわせてハード面の整備も充実させたいと考えておりまして、駐車場から、山ろく駅舎へのアプローチの改善や、老朽化が進んでいる山頂展望台の建て替えなど、財政状況を勘案しながら、年次計画を立てて実施していきたいと考えております。

また、にぎわいを創出するため、山頂公園あるいは展望台への売店の設置などの検討もしてまいりたいと考えております。

最後に、3点目の御質問の観光客誘致に対する基本姿勢についてでございますが、観光

客を迎えるにあたり、おもてなしの面から、施設の整備や誘導看板等の充実は重要なことと認識しております。

そこで、山頂公園展望台についてございますが、地震に対する強度は低いとの診断結果が出ております。展望台は山頂に来られたお客様の休憩所や避難場所などとして必要な施設でございますので、先ほど申し上げましたように、建て替えを検討してまいりたいと考えております。

また、案内誘導看板等につきましては、年次計画を立て、改善してまいりたいと考えております。

さて、議員と私のロープウェイに対する考え方の違いについてでございますが、議員におかれては、平成18年9月議会におきまして、ロープウェイの存続については反対のお立場での御質問ではなかったかと記憶しておりますが、ロープウェイは防府市のシンボルとして、市民の誇り、また夢を与えてくれるものであり、大多数の市民が存続を期待しておられると、私は思っております。

私は、ロープウェイは動く広告塔と思っております。これまで50年近くの長きにわたり、防府市及び大平山のシンボルとして、市民に夢と希望を与えてくれているロープウェイでございますので、今後も安全安心を最重要視する運行に努め、山頂公園事業と連携しながら、魅力ある観光地となるようハード面の整備及びソフト面の充実を図り、利用者の増加につなげてまいりたい所存であります。

なお、本日、K R Y山口放送会長様の御来庁をいただきまして、K R Y山口放送テレビ塔に、お天気カメラが設置されるという朗報に接しました。今月中旬には工事も完了し、3月17日より運用開始とのお知らせをいただきましたこと、御報告申し上げ、答弁いたします。

議長（行重 延昭君） 13番、大村議員。

13番（大村 崇治君） ありがとうございます。まず初めに申しておきますが、ロープウェイに対する市長と私の感じの相違点と言いますか、おっしゃいましたけれど、私は決してそういうことを言っとるんじゃないわけで、大平山の登山道が完成して公園ができました時点から、そういう展望台の問題というのはもうあったわけですから、そういう積極的な取り組みが全然行われないうちに私は不満を申しておったわけです。そうしたことで、経営努力をしながら存続したいというお答えなので、それを踏まえて再質問いたします。

まず、抜本的な経営改革の取り組み、意見書にありますけれど、未来を担う子どもたちの臨場感あふれる教育現場とありますが、御承知のように、ソラールは市内小学校の社会

見学コースでしようと思うんですけど、ロープウェイは、18年度は何校行ったか、ちょっとお尋ねします。

議長（行重 延昭君） 産業振興部長。

産業振興部長（桑原 正文君） 今の学童の利用状況ございますが、18年度ということで申し上げたいと思います。

18年度は、市内の5校の小学校が御利用なさっていらっしゃいます。

以上です。

議長（行重 延昭君） 13番、大村議員。

13番（大村 崇治君） 以降申しますけれど、臨場感あふれる場所、いわゆる社会教育の場と言われるなら、やはり積極的にそういう所に子どもがどんどん行ってもらうように努力してもらわんにゃいけんと思うのです。そのことを申しておきます。

それから、人件費の削減、運行計画の見直しでございます。

平成17年度から水曜と木曜、運行されるとか、いろんな努力をされております。また、市職員も5人から3人と削減されております。意見書では、「ゴンドラ内のガイドのボランティア化」とありますが、市長の答弁ありましたように、技術上の基準を定める省令、いわゆる日頃の救助訓練とかチームワークといいますか、そういう意味から、そうたやすくボランティア化するわけにはいかんということは認識されておると思うんです。

それから運行計画の見直しですが、協議会でもあったと思いますけれど、火の山ロープウェイは平成18年から、4月1日から5月14日と、7月15日から8月15日の間の限定運行されておりますが、防府では検討される話が出たんでしょうか。ちょっとその辺を……。

議長（行重 延昭君） 産業振興部長。

産業振興部長（桑原 正文君） 今の御質問でございますが、火の山ロープウェイのような時期限定の運航は、当面、今は考えておりませんが、しかしながら時期限定をした場合、どれだけ経費が節減できるのか等々のシミュレーションは、今後やっていきたいというふうに考えております。

議長（行重 延昭君） 13番、大村議員。

13番（大村 崇治君） 非常に意見書の内容も厳しいことを述べておられますけど、そういうことをやると、やはり事故の元になりますから、やはり真剣に考えていく上で、例えば、その休暇の間はその人たちは遊ぶわけですから、そういう虫のいい話だったら募集しても来てはない。そういうこともございますから、それはいろんな方法論、その間は事務職としてこっちに、職務を手伝ってもらおうとか、そういう問題もございましょうけれ

ど、今から存続していく上でのそういう経営努力というのは、そういうこともおのずから考えていかなければいけないと思います。

それから、3月1日号で2人程度ガイドを募集されております。これは、どこの社会でもいたし方ないことですが、例えば、日給6,300円、たしかそう書いてあったと思うんです。それから、公社の職員だったら大体20万ちょっと聞いておりますけれど、そういうわずかな人間関係の中で、そういう不満というのもおのずから出てきます。こういう問題は難しい問題でしょうけれど、その辺も今後の課題として、ぜひ検討していただきたいと、そのように言うておきます。

それから、実施計画と新年度予算関係です。

展望台の耐震診断の結果というのは、そういうことで、ぜひ取り組んでいただきたいということを要望しておきます。

それから運賃収入ですが、決算では過去3年連続約700万円の減でございます。例えば17年度が、予算が2,484万円に対して、決算が1,703万2,000円。18年度が1,932万円に対して、決算が1,177万3,000円。19年度が1,725万円に対して、決算が1,751万円。利用者が年々減少しておるのに、歳入予算は実績見込みを組むのが基本だろうと思うんです。平然とそういう予算を組むというのは、財務部長どうなんですか。どっちでもいいです。

議長（行重 延昭君） 産業振興部長。

産業振興部長（桑原 正文君） 今の予算の組み方に関連する利用者料金等々の問題でございますけれども、今、実績、確かに当初予算と符合しないというんですか、ちょっと隔たりがある年度もございますけれども、あくまで年度によりましては、利用者数は人数がまあまあといった場合もありますけれども、その中には例えば、市内の子どもさんが利用者として多ければ、当然、御承知のように利用料金は取らないわけでございまして、そういうこともあります。

しかしながら当初予算では、利用料金というものを、収入の大きな目玉でございますので、そういった無料で乗られる方等を厳しく弾くのではなくして、有料で利用される方ということをして……。

○13番（大村 崇治君） ちょっと財務部長、基本的な考え方を言ってください。歳入ちゅうのは、そんなもんじゃあるまあがね。

議長（行重 延昭君） 財務部長。

財務部長（吉村 廣樹君） 収入というのは、ある程度確実なものを計上するのが筋とは思いますが、このロープウェイに関しましては天候とかいろいろ、今、産業振興部

長が申しましたようなことも、いろんな要素がございますので、それ以上に組んでおる状況でございます。それにつきましては、ちょっと御理解をいただきたいと思っております。

議長（行重 延昭君） 13番、大村議員。

13番（大村 崇治君） きょうは熱くならんように、という気持ちだけ。

財務部長、それは全然違うでしょうが。700万円ちゅうことは、あなた、天候とかそういうのは関係ないと思うんです。歳入予算というのは税でも何でもそうでしょうが。過小評価して書いて、年度末でこねえして収入を表に出すというのが、それが原則じゃないですか。やはり今後はよく気をつけてもらいたい。

それから50周年の記念イベントです。これ予定はいつ予定されておるんですか。

議長（行重 延昭君） 産業振興部長。

産業振興部長（桑原 正文君） 今、50周年が20年度に1年間またぐということで、物を考えております。いわゆるまさに50周年のイベントは、来年の3月下旬ごろに予定しているわけでございますけれども、この20年度1年間がまさに開業50周年だということで、いろいろな催し物を、今、予定をさせていただいております。

議長（行重 延昭君） 13番、大村議員。

13番（大村 崇治君） 先般もちっと同僚議員から御指摘があったかと思っておりますけれど、3月というのは非常に風が強い時期でございます。4月の花見のときも突風が吹く。そういう中にイベントするより、少々無理してでも、せっかくやるのなら4月の花見時期、つつじまつりにあわせて、私はやられたほうが、効果があるような気がするんですが。その辺、どうなんですか。

議長（行重 延昭君） 産業振興部長。

産業振興部長（桑原 正文君） 今、気持ちとすれば、まさに開業が3月でございますので、なるべくなら3月の時期にというふうに思っております。

しかしながら、今、大村議員が御意見述べられましたけれども、まさに天候に深く関わるロープウェイでございますので、その辺の時期については、もう一度検討してみたいなというふうに考えております。

議長（行重 延昭君） 13番、大村議員。

13番（大村 崇治君） 市長さん、ぜひこの辺、せっかくの記念式ですから、やはりせっかくやって、風が吹いて運休になったと、そういうことのないように、せっかくやるなら一番天候の良いときに、これ、繰り越されてもいいと思うんです。今から日にちがあるから、ぜひ検討されたほうがいいと思っております。

それからイベント関連ですが、先ほど市長さんが、いみじくも私が質問しようとしてお

ったことを――もうK R Yがやったというのは非常に良いことですので、これはありがたく感謝しております。

17年に同僚議員の質問や職員政策提案によるテレビ塔のライトアップの問題で、市長はさまざまな角度で検討してまいりたいと。夏のお盆時期とかクリスマスの時期にライトアップ、レーザー光線など、非常にいいと思うんですけど、市長、御専門の民放各社、あそこはNHKの基地を中心としてテレビ基地があるわけですから、協賛していただいて、宣伝、PRに非常になるような気がするんです。

その辺の検討結果と、その辺どう考えておられるのか、市長ちょっとお願いします。

議長（行重 延昭君） 市長。

市長（松浦 正人君） 大平山という大変広大な面積、また、非常にインパクトのある、私はお山ではないかというふうに考えております。したがって、不備なところを探していけば、これはもうきりがないほどあるわけでありまして。また、議員も御承知のとおり天候によって、15メートルと聞いておりますが、ちょっとでも風が計測されたときは運行がとまります。

私も本年のお正月、毎年元日はロープウェイの従事員の激励に早朝出かけているわけですが、6時30分の上りで山頂までは行きましたが、今度おりてこられなくなりました。実は、下り上りも一緒ですけども、要するに風速が十七、十八メートルが観測されまして、運行休止ということで、30分も40分も、寒い中でありましたが、約100名ぐらいのお客様が初日の出を楽しみに登っておられたわけですが、おりる段になっておりられなくなりました。「どこまで続くかな、昼ごろまでかかるかな」と思っていたんですが、運よく風が静まったということで無事におりてくることができました。

事ほどさように天候によって非常に左右されやすいものでございますので、実は先だって指示をしておりますが、答弁でも申し上げておりますが、お盆のさなかに13、14、15、3日間を納涼運転やっておりますが、これを多少延長できないか。あるいは「観月会」も満月の日だけではなくて、十三夜から十六夜になるまでの間の4日間ぐらいをそれぞれイベントを凝らして運行をしていくように、4日間でしょうか、やることはできないかとか、あるいは、このたびの開業50周年の記念事業にしましても、単発に1日だけするというのではなくて、2日間なり3日間なり予定をして、それだけ3日間も連続でお天気が悪いこともないんだから、それぞれにイベントを入れて、式典だけは山ろくでできたとか、あるいは、ほかのイベントはその日は無理だったけど翌日はしっかりできたとかというような感じになるように、それも春休みをしっかりと活用して、盛大にできるようにしたらどうかというような形で、私の意見を伝えてもでございます。

どうぞ、経済委員会なり、あるいは観光特別委員会なりにおかれまして、いろいろな建設的な御意見を、御開陳をいただいて、衆知を結集して防府市の誇るロープウェイを、弥栄に栄えていけますように、お力添えをお願い申し上げたいと、このように考えているところでございます。

以上、答弁させていただきます。

議長（行重 延昭君） 13番、大村議員。

13番（大村 崇治君） ちょっと若干ずれておりましたけれど、私が言いましたのは、今おっしゃるようにお盆とか、正月とか、あの近辺、テレビ塔の近辺に照明灯が点灯していますね。あれは下から見たら非常にいい眺めなんです。そういうことで、やはりそれをライトアップとか、レーザー光線に変えられりゃせないかと、それも今後検討していただきたいと、そういうことを申しております。

議長（行重 延昭君） 市長。

市長（松浦 正人君） その点につきましては、実は職員提案でこの話が出ました折に、いろいろな角度で検討いたしました。ただ、冒頭申し上げましたように大変大きなお山でございます。六百数十メートルの山頂でございます。あそこで仮にライトアップを試みたとしても「何か明かりがついてるね」という程度ぐらいにしかないのではないかと。

費用は、かなりの費用がかかることが予想されるということで、費用対効果、月並みな言葉ではありますが、それだけのお金をかけるんだったら別な楽しみ方、別なPRの仕方も考えられるのではないかというのが、当時出てきた結論であったというふうに記憶いたしております。

議長（行重 延昭君） 13番、大村議員。

13番（大村 崇治君） いや、だから当初から申しておるでしょう。それぐらいの費用対効果とか、どうこう言われるなら、適時年次的にいろんな設備をやられたらいいということを私は申しとるわけです。それは今後の課題で、やはりぜひ検討してみてください。

それから、先ほど市長がいみじくも言われましたけど、今NHKのお天気カメラが県内に10カ所ございますね。下関では海峡メッセと火の山、宇部が宇部空港と全日空ホテル、山口はNHKの塔です。萩は田床山、長門は日置の山です。周南は元徳山サンルートホテル、岩国は岩国城と長浜ホテル。どういうわけか大平山がない。これは市長も不思議でございましょうけれど。NHKに対しても、市長ぜひ、その辺、今まで、申し込みされたことがあるかどうか。

議長（行重 延昭君） 市長。

市長（松浦 正人君） お名前を申し上げてあれですが、藤波局長時代に3年前に私は

御提案をし、お願いをいたしました。しかし、局長が一昨年お代わりになられまして、そのあとの局長にもお話しはいたしましたが、なかなかいい御返事がちょうだいできなかったわけでありませう。

あわせてK R Yさんにはその当時からお願いをいたしておりまして、昨年暮れに前向きな御回答をちょうだいし、本日、会長から正式な御返事を賜ったというところでございますので、そこらあたりの努力は私なりにいたしておりますことを御報告申し上げます。

議長（行重 延昭君） 13番、大村議員。

13番（大村 崇治君） 各社のテレビ基地でもございますし、県内で一番高い所の位置を占めておりますから、やはりこれはぜひとも逆にPRにもなる。先ほど市長がいみじくも答弁で述べられましたように、K R Yがやられるというのは非常にやはり宣伝効果になろうと思えますから、ぜひともまた、努力していただきたいと申しておきます。

次にロープウェイの安全性でございます。

運送の安全性の向上を図るため、平成18年度鉄道事業法の一部が改正され、安全統括管理者を置くことになっております。その要件は索道事業の従事歴は3年が必要で、さらに民間では取締役等に準ずるとあり、市町村が索道事業者である場合は特例として課長職クラスということになっております。現在、事務職所長1名で、これは課長補佐でございます。この辺はいわゆる運輸省といいますか、その辺との話はされとるんですか。問題はないんですか、ちょっと。

それから今後の、そういうことを踏まえまして、非常に厳しい問題でございますから、人を減らせ減らせと言ったって、そういうキャリアを有する者も必要でございますから、そういう、今後の育成をどう考えられておられるのか、ちょっとお聞きしたい。

議長（行重 延昭君） 産業振興部長。

産業振興部長（桑原 正文君） 今出ました管理者の件でございますけれども、安全統括管理者と、ちょっと3つほどあるんです。索道の技術管理者、また、索道の技術管理員という、そういったものを配置しなきゃならないというふうになっております。

安全統括管理者につきましては、技術のほうの係長を今配置しておりまして、市の役職は係長でございますけれども、この辺は国交省のほうに報告をしておりまして、係長職でもよろしいですよということで、今、了承を得ております。また、索道技術管理者につきましても、今、その職員が兼務というふうな形で配置をしております。

そういったことでこれから先のことなんですけれども、今言いましたその管理者におきましても経験年数が条件となっております。経験年数3年なり、また、2年の経験年数を有するというようになっておりますので、今後の索道事業を運営していくに当たりまして

は、そういった職員の経験年数をクリアするための配置、養成といったものを計画的に行っていないと、これはもう法律で決められた管理者の設置でございますので、そういったことを計画的に職員配置に向けての取り組みをしていきたいというふうに考えております。

議長（行重 延昭君） 13番、大村議員。

13番（大村 崇治君） ですから意見書にあるように、単に人を減らせとかどうかじゃなしに、やはりそういう基本的な問題はありますから。それでロープウェイにしても、もう耐用年数が過ぎて、中・四国のロープウェイがあるところが20カ所でしたかね、その中で防府が一番後でございますし、そういう問題を含めて、何かくどいことを言うちよるけれど、事故が起きたらこれは市長の、本当の責任になるですよ。その辺だけは私、指摘しておきます。

それから、観光客誘致の基本姿勢でございます。

展望台もしかりですけれど、芝生公園にぜひ山小屋といいますか、ログハウスの建設が、私、必要と思うんです。あそこおりられたら大夕立とか突風など来たら、しのぐところがないんです。夏、暑いときやら、やはり昼寝をすとかくつろぐ場所として絶対必要と思うんです。このことも今後の課題としてぜひ検討されたいということをお願いしておきます。

それから、山ろく、山頂駅舎ともゴンドラに乗る階段がきついこと。バスから駅舎までのバリアフリー化がない。これで身障者の車いすの乗車は、どのように対応されておるのか。今まで利用されたことがあるのかどうか、ちょっとお尋ねします。

議長（行重 延昭君） 産業振興部長。

産業振興部長（桑原 正文君） 身障者の方が車いすを利用して、利用されたかどうかということは、はっきり申し上げて私は報告を受けておりませんので、ちょっとお答えのしようがございません。

議長（行重 延昭君） 13番、大村議員。

13番（大村 崇治君） だから申しましたように、基本的な問題として開設以来、何の手当てもされていないわけですね。私、聞きましたら、車いすをあそこは常備してないそうでございます。やはりその辺を。じゃあ、まず、負うて上がる自体が無理ですから、もうそれじゃ初めからあきらめちよるという格好になる。やはり、それでは本当の市民サービスにならんと思うんです。その辺を今後しっかり至急検討することと思うんです。

例えば先進地あたり、どこもあれですから、いわゆるスロープリフトとか言うて車いす専用の昇降機がございます。そういうものも取りつけるという、そういうことも可能だろうと思うんです。その辺もやはり検討された方がいいと思います。

それから、あわせて待合室の囲いの問題ですけれど、ぜひともこれ、すぐ改築がで
きのやったら、早急に手当てせんと、職員が囲いの中において、お客さんが外にお
るとい
格好、非常にこんな格好でいいのかと思うんです。ぜひ早めに検討していただき
たいと思
います。

それから観光案内板の問題です。

平成19年5月1日の市広報で、これまず第1回目です。「防府の魅力再発見」とい
うこと
がござ
います。これを見ますと「国道2号線大平山交差点に案内板あり。案内板に沿
って直
進約5
分で
ロー
プウ
ェイ
に到
着」と。

先ほど壇上で言いましたように、やはり基本的にお客さんの誘導をしっかりサー
ビスを
するこ
とが大
切と思
います。現に右田側から来た車が坂本団地のほうに、たびたび迷いこ
んでお
られる
という
ことを、
私はあ
の近辺
の人に
聞い
ちよる
ん
です。あ
そこ
から
行く
ちゅ
う
たら、
いわ
ゆる
大光
寺原
霊園
とい
うか、
あの
ほう
を通
って
行か
にゃ
い
けん。
そう
いう
こ
と
から
して、
私は
むし
ろ、
今、
山頂
の
看
板を
予
算で
取
つ
て
お
ら
れ
る
け
れ
ど、
それ
も
必
要
で
す
け
れ
ど、
ま
ず
そ
う
い
う
も
の
が
基
本
的
に
大
切
だ
ら
う
と
い
う
こ
と
を
申
し
て
お
き
ま
す。

それから、大谷口ため池のガードレールの設置とか林道の景観整備です。

砂だめの浚渫予算が50万円計上されております。それから山頂眺望案内板も、い
ずれ
も公
園費、
都市
計
画
課
所
管
で
ご
ざ
い
ま
す。
指
摘
し
ま
し
た
よ
う
に、
雑
木
の
伐
採
な
ど
は、
景
観
整
備
は、
や
は
り
林
務
水
産
だ
ら
う
と
思
う
ん
だ
す。

つまり、浚渫工事に合わせてガードレールは設置できんことはないはず
です。それ
から
伐採
でも、
市内
一
円
の
林
務
の
工
事
が
あ
つ
た
と
き、
あ
わ
せ
て
そ
の
箇
所
も
包
含
し
て
発
注
が
で
き
ん
こ
と
は
な
い
わ
け
で
す。
こ
の
大
平
山
山
頂
事
業
の
一
帯
整
備
は、
統
括
す
る
の
は
産
業
振
興
部、
桑
原
部
長
の
と
こ
ろ
で
し
よ
う
が、
こ
う
い
う
こ
と
が
な
ぜ
全
体
計
画
の
中
で
考
え
ら
れ
ん
の
か
と。
私
は
そ
う
い
う
こ
と
を
言
い
た
い
わ
け
で
す。

そういうことをすることによって、これ、単品でやったらどうしても大平山の公園整備
という
こと
で
目
立
つ
て、
目
立
つ
と
い
う
意
味
じ
ゃ
な
い
け
れ
ど、
せ
っ
か
く
や
る
な
ら
—
ご
ま
か
せ
と
言
う
ん
じ
ゃ
な
い
ん
だ
す
よ。
そ
こ
の
所
管
課
が
一
緒
に
工
事
や
る
と
き、
それ
を
発
注
す
れ
ば
い
わ
け
で
す
か
ら。
そ
う
い
う
基
本
的
な
こ
と
を
し
っ
か
り
や
つ
て
も
ら
わ
に
ゃ
い
けん
と
思
う
ん
だ
す。
そ
の
辺、
部
長
ど
う
で
す
か。
あ
ん
た、
は
あ
辞
め
て
ん
じ
ゃ
ら
う
け
ど
ね。
(笑
声)

議長(行重 延昭君) 産業振興部長。

産業振興部長(桑原 正文君) 今、議員、御指摘のように、まさに山頂に上がります
道路、
これ
は
現
行
農
業
農
村
課
の
所
管
に
な
り
ま
す
し、
も
ち
ろ
ん
ロー
プ
ウ
ェ
イ
は
観
光
振
興
課
と
い
う
こ
と
で、
い
ず
れ
も
産
業
振
興
部
の
所
管
の
と
こ
ろ
で
ご
ざ
い
ま
す。
今、
ま
さ
に
鋭
い
御
指
摘
を

受けたわけですけれども、同じ部の中でばらばらにやっちょるんじゃないかということですので、そういった経費、統合して事業に当たれば経費の節減にもつながるかと思しますので、その辺は極力、部内の事業は部内で一本化して当たっていくということで、後任の部長に申しつけておきたいと思えます。

以上です。

議長（行重 延昭君） 13番、大村議員。

13番（大村 崇治君） 市長さん、そういうことで、検討協議会、庁内につくられたということもわかりますけれど、小さいことですので一つ一つ整備すれば、たやすい予算で効果が出てくるわけですから、ぜひそういう問題も身近な問題、やはり手がけて、まず大平山に誘導するんなら、手前の方からしっかり整備していただきたいと、そういうことを要望して終わります。

議長（行重 延昭君） 以上で13番、大村議員の質問を終わります。

議長（行重 延昭君） 次は25番、山田議員。

〔25番 山田 如仙君 登壇〕

25番（山田 如仙君） 政友会の山田如仙でございます。風邪をひいて、歯の治療中で聞きにくいところがあるかもわかりませんが、お許しいただきたいと、こういうふうに思います。では、通告に従いまして質問をいたします。

防府市の農業の現状と農作業を支援するボランティアの活用についてお尋ねをいたします。

今、日本の食料自給率の低下が懸念されています。昭和40年のカロリーベースで73%であった食料自給率は年々低下を続け、平成17年度はついに40%を割り込む事態となりました。すなわち日本国民の消費する食物のうち6割を輸入に頼っているということになります。

一方、先進国の食料自給率はアメリカが128%、フランスが122%、オーストラリアが237%、ドイツが84%となっており、日本同様の島国イギリスでも70%を確保しており、日本はいわゆる主要先進国では異例の低さとなっています。まことに憂慮すべき事態と言わざるを得ません。

日本の農業を見てみますと、昨年より本格的に導入された品目横断的経営安定対策は、中小の農家を切り捨てるものだと厳しい批判にさらされましたが、現実には多くの矛盾を露呈し、来年度からは認定農業者等の要件緩和や、自治体の独立性を取り入れるなどの修正を加えた上で「水田・畑作経営所得安定対策」と名称を変え、引き続き取り組まれること

になっています。

このような情勢下、防府市の農業もまた憂慮すべき実態となっております。昭和55年に5,995戸あった農家は、平成17年には2,912戸に減少し、25年間で半数以下となっております。農地面積も昭和55年に3,035ヘクタールであったものが、平成17年には1,599ヘクタールに減少し、25年間で約半分になっているのであります。農業従事者の高齢化も深刻で、防府市の高齢化率が平成17年で22%に対し、農業経営者の高齢化率は64.7%と、約3倍の数字を示しています。

さらに、追い打ちをかけるのが米を中心とした農産物価格の低迷です。農協によりますと、19年産米の価格は60キロ当たり1万3,000円、農家の手取りは1万1,500円程度だということです。政府の統計によりますと、農家の収入を時給に直すと1時間当たり、わずか256円にしかならない。これでは農家の耕作意欲が高まるはずがありません。

こうしたいろいろな事情を背景として浮かび上がってきたのが、耕作放棄地の増加です。2005年の農業のセンサスでは、市内で農業を営む農家の耕作放棄地は全部で219ヘクタールもあり、土地持ち非農家と分類される方を合わせると446ヘクタールにもなります。

耕作放棄地の増加は単に見た目が悪いということにはとどまりません。日本学術会議は農地の持つ多面的な機能に注目し、例えば、食の安定を支える、水を制御し洪水を防ぐ、国土を保全する、水源をはぐくむ、植物・昆虫・動物など豊かな自然をはぐくむ、さらに農業を通じた地域ごとの文化・芸能・伝統をはぐくむ。このような点から農地の保全に力を傾注することを国に答申しておりますが、耕作放棄地の増加は、こうした水田の豊かな機能の喪失につながると思います。私は、豊かな田園をむしばむ耕作放棄地の問題は、市民ぐるみで考えていかなければならない重要な課題と認識しております。

さて、今年の3月、いわゆる団塊の世代の大量退職が始まります。調べたところ、市内でこの3月に退職年齢を迎えられる方は男女合計約2,000人、これだけの人が一応現役を引退する可能性があるわけです。団塊の世代を含めた中高年には、土、緑、農業に対する需要が潜在的に存在しており、全国的にこの世代を対象にした市民農園や、クラインガルテンと呼ばれるミニ農園を創設する動きが展開されております。また一方では、都会に職を求めていたが、退職を機にふるさと防府に帰郷する方も相当程度見込まれると思います。農地を所有しておられる方も戻って来られると思います。

中国六朝時代の詩人、陶淵明は帰郷に際して「帰りなんいざ、田園將に蕪れなんとす、胡ぞ帰らざる」と詠みました。望郷の思いにかられふるさとに帰り、あれなんとす

る農地を前に心新たに農業に復帰される方、また、新たに農業を始められる方、いろいろあると思います。こうした方々の人数も決して少数ではないと思うのです。実は私自身も、第一線を退いた友人とともに米づくりをやってみようと計画し、親戚の水田を借りる話を進めながら、友人と夢を膨らませております。

る述べてまいりましたが、要約すると2点になります。第1点は農家の高齢化、労力不足、価格の低迷等の複合要因で、具体的な労力が不足しており、その結果として耕作放棄地が増大し、農村環境の悪化が懸念される。

第2点には団塊の世代の退職等の理由により、市内に土との触れ合いや農業体験を求める一定の労働力が発生する可能性が高い。この2点でございます。この2点を踏まえて私は次のように考えております。

団塊の世代やいわゆるUJIターンと言われる人々の持てる能力を積極的に活用するため、希望者を募って農業ボランティアとして組織し、労働力不足に悩む農家に派遣する。そこで農家の方々の指導を受けながら農作業に従事し、荒れた田や畑を復活させ、そこで稲や野菜を育てていく。

こうした制度が定着するならば、農家から見れば安い経費で労働力不足を補うことで農地の保全が可能となり、耕作放棄地の拡大を阻止できます。片やボランティアの側は、経験豊かな農家の指導を受けながら、農作業に親しみ、農業技術のスキルアップを図ることができる。あるいは収穫期になればともに豊饒の実りに感謝しながら、新鮮な作物をいただくことができる。このように極めて低コストで数多くのメリットを望むことができると考える次第です。

私の考えを理解していただいた上で、具体的な項目について2点ほど質問いたします。

第1点、現在防府市において、農作業ボランティアに類する制度に取り組まれているのでしょうか。あるとすれば、その制度や取り組みの概要についてお聞かせください。

第2点はUターン等によって、ふるさとに帰って農業に取り組みたいが農地がない。あるいは農業の経験が未熟であるというケースもあると思います。その際、いわゆる新規就農者を支援する制度があると思いますが、その制度の概要と、最近数年間の防府市における新規就農者の就農状況などについてお聞かせください。以上でございます。

次に、文化行政について質問をいたします。英雲荘を活用した茶道美術館構想について。

三田尻御茶屋英雲荘は、萩往還は三田尻の御茶屋をもって終点となるが、その御茶屋により、長州藩の水軍の拠点であった三田尻御舟倉に連絡して各港と往還を結んだ三田尻御茶屋は、1650年、承応3年、長州藩2代藩主の毛利綱広により、参勤交代の道中や領内巡視での休憩所、公式の賓客の旅館として建設された。

英雲荘の改善整備は平成8年度から総事業費約6億円で着手しており、18年度まで約65%の進捗率で、今後、年5,000万円の事業費で建物保存修理がされている。平成22年度に事業完了する予定ですが、英雲荘を活用した茶道美術館の構想について。

茶道を学ぶ者は500万人とも600万人とも言われており、現存する流派も、表千家、裏千家、武者小路千家、藪内流、遠州流、宗徧流、石州流、織部流、有楽流、松尾流、江戸千家など数多く、我が国、生活文化の中で重きをなしており、国際的にも多くの愛好者を持っています。

現在、文化庁が所管する茶道文化関係の公益法人は、社団法人表千家同門会、社団法人茶道裏千家淡交会など14団体に上り、一方、煎茶道の人口は抹茶道ほど多くはありませんが、親しみやすさが受け、最近では着実に伸びており、現存する流派のうち38流派が集まって、社団法人全日本煎茶道連盟を組織しています。

英雲荘を活用した茶道美術館は地域の文化おこし、地域の振興、観光開発にも大きく寄与し、地域活性化につながるものと確信しております。防府市の総合的な文化のにおいのする行政運営、独自性、特異性を発揮した魅力ある英雲荘を活かした推進と改善をお尋ねいたします。

次に三田尻本陣の保存について。三田尻本陣五十君家は、三田尻本町より池永保治郎、五十君家は元越後の国北蒲原郡五十公野の人で、毛利輝元の時三田尻に来て五十君氏と称した。輝元の防長移封後、三田尻に水軍を置き、慶長16年(1611年)、ここを本拠地と定め、大規模な運港とするに及んで商船の泊地を設けたので三田尻の港町が発生した。港町の建設について、五十君家が並々ならぬ功績により本陣を命じられ、現在、建物の多くは解体されたが、街道に沿う本屋は、今なお旧態を留めている。三田尻本陣、宮市兄部家と、二大本陣の三田尻本陣の保存についてお願いをいたします。

防府市文化財郷土資料館開設に伴う諸問題について質問をいたします。

旧図書館の整備改修計画で、文化財史料展示施設として移転作業、国衙の発掘調査、埋蔵文化財資料の旧書庫の搬入、移転作業、館内外の改修工事が行われ、この4月に開館となる防府市文化郷土資料館の開設されること、防府市として、防府市文化行政推進、市民の文化財への理解を深め郷土に対する豊かな心をはぐくみ、文化財に親しむ場所ができたことは市民の一人として喜ばしいことと思います。

防府市の歴史、民俗、考古等に関する資料の調査・保存を行い、郷土の歴史文化を市民に伝え、文化財に対する理解を深め、市民の文化向上に資するとの館の基本理念のもとに、これからの館の運営、管理、展示、普及活動、常設展示、企画展示等の概要について、お尋ねをいたします。

最後に、まちの駅への文化的資料と防府市独自の物産・土産の展示について。

防府市では防府市歴史美遊感計画に基づき、歴史的文化財が回遊できるまちづくりを進めていますが、その中でも天満宮から国分寺、毛利氏庭園までに至る地域は、本市の重要な観光資源が集中し、市内の観光をリードする地域であるとともに歴史的な地域であることから、歴史を活かしたまちづくり事業、いわゆる歴みち事業の展開をしていくことが大切であることから、市民だれもが訪れやすい場所、天満宮参道西側にまちの駅候補地として協議が進められています。

そこで防府市の天満宮参道にふさわしい建物の中に、見る楽しみ（展示）、食べる楽しみ（食事処・土産）等の観光資源の開発、物産販売のコーナー、観光案内、食事処等天満宮参道エリアの拡大化を考えられたらと思います。防府市に来てよかったと思われるまちの駅にしてもらいたいと思います。

展示する場所、食事処、天満宮参道、どのエリアに準備されるのかお尋ねをいたします。

以上、壇上での質問を終わります。ありがとうございました。

議長（行重 延昭君） 25番、山田議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 私からは防府市の農業と、農業ボランティアの活用についての御質問にお答えをいたします。

まず、農業ボランティア活動の現状についての御質問でございますが、現在、農作業ボランティアは、山口農林事務所や市が中心となって組織しております「防徳旬の味ファンクラブ」という会員、約300名の団体に取り組んでおられます。

この団体が地産地消を進め、消費者に地元農産物のよさを一層PRするさまざまな取り組みを行ってありましたところ、参加者から「農作業をボランティアで体験してみたい」との要望が寄せられ、平成16年にカーネーションの抜き取り作業に参加したのが最初でございます。以後、農家と連携をとりながら、人手を必要とする時期に希望者を派遣し、交流を深めるという形態を取っております。

作物としましては、玉ネギと白菜の植えつけと収穫を恒常的に行っておりまして、最近ではイチゴやトマト、ミカンと対象農作物が広がりをみせております。

ボランティアの登録人員につきましては、平成18年度が100名、平成19年1月で125名。ボランティア作業参加者は平成18年度で延べ296名、平成19年度は12月段階で、延べ357名となっております。登録者、作業参加者とも年々増加するという喜ばしい状況でございます。

次に、新規就農者に対する支援についての御質問でございますが、まず、支援を行う対

象者でございますが、本市においては、50歳未満で、原則として市外からの転入者となります。市内在住の農家の子弟につきましては、親と別経営、別作物であることが必要でございますが、双方とも研修後1年以内に市内で就農することが条件となります。この条件を満たし、県が認定就農者として認定し、さらに、やまぐち農林振興公社が新規就農候補者として認定した場合、次の5点の支援を必要に応じて受けることができます。

まず1点目といたしましては、研修生1人当たり月額15万円が2年間を限度に至急されます。2点目として、就農に当たって必要なビニールハウス等の施設整備や機械器具の購入に対し、事業費ベースで800万円以内の補助を受けることができます。3点目は就農にあたり、やまぐち農林振興公社を通じて農用地域内の農地を借りる場合、小作料について最高5年間の補助を受けることができます。4点目は新規就農に際し、営農や研修に必要な制度資金を借りた場合も利子補給を受けることができます。5点目は2年間にわたり、右田のライスセンター内にごございます研修ハウスで実技、経営等の研修を受けることができます。なお、研修生の技術、経営の指導には農業公社や防府とくち農協が当たります。

次に、新規就農の実績でございますが、過去10年間に、この研修制度にのっとり、新規に市内に就農されているお方は11人で、取り組まれている作物は水稻に加えてトマト、イチゴなどの施設園芸やバラ、カーネーション等の花き栽培が中心となっております。

以上、御答弁申し上げます。残余の御質問につきましては、産業振興部長、教育委員会参事より答弁いたします。

議長（行重 延昭君） 25番、山田議員。

25番（山田 如仙君） 丁寧な御答弁、ありがとうございました。

農業ボランティアでは、私が想像した以上に幅広い取り組みが行われているのでまことに驚きました。また、多くの市民の方が登録し、作業に参加しておることも知り、驚いております。この活動が一層視野を広げていただくことを願っております。

そこで新規就農者に対する支援について細かに配慮されておりますが、そこでこの答弁を聞いて2点ほど質問をさせていただきます。

新規就農者が10年間で11名ということですが、市内のどのような地域に就農しておられるのか、わかれば教えていただきたいと思っております。

もう1点は農業のボランティアは農繁期や作付や収穫のお手伝いである一方、新規就農者、いわゆる農業のプロとしての足を踏みこんでおります。そこでその中間といいますか、家庭菜園的な人あるいは面積の少ない農家の方のスキルアップといいますか、直接役に立つ技術指導、継続的に行っていけるようなシステムがあるのかどうか。

幸いなことに防府市では農業技術者の殿堂とも言うべき農業大学があります。私は市の重要な財産だと思っております。こことタイアップしたものを考えるかどうか、お尋ねをいたします。

議長（行重 延昭君） 産業振興部長。

産業振興部長（桑原 正文君） ただいまの御質問でございますが、まず1点目の新規就農者の営農場所でございますが、先ほど市長が答弁いたしましたように、この10年間11名の方が就農されておりますが、11名のうちの10名が大道地区で就農されておりますし、残りの1名は華城地区で就農されております。

それと2点目の家庭菜園等々、いわゆる小規模の農家のスキルアップの件でございます。また農大等の連携はということの御質問でございます。

こういった技術的な指導を行います研修でございますけれども、今、山口県立の農業大学校におきまして、これは塾の名称がついておるんですけれども、「やまぐち就農支援塾」というものを開講・開設されております。この内容もちょっと多岐にわたっておるんですけれども、いわゆる農業の基礎、また応用、集落営農について、また担い手の養成という、塾生、いわゆるそこで研修される方の習熟度に合わせまして4コース分けて、コースを設定されております。

今、塾生は、研修生ですけれども、全体で91名ほどいらっしゃいます。ちなみに市内の方はそのうち12名ということになっております。

それともう1つがJA、農協でございますけれども、農協も昨年、これは7月からなんですけれども塾を開設されております。ちょっとこのネーミングが少しふるったネーミングが付いておるんですけれども。ええのんた塾という名称の塾を開設されております。これは農業技術全般の指導を行うということで、比較的これはあんまり高度なものじゃなくて、言うたら初級から中級あたりになるんでしょうか。そういった農業技術の指導を行っております、現在市内から10名の方が参加され、研修に励んでいらっしゃるという状況でございます。

以上です。

議長（行重 延昭君） 25番、山田議員。

25番（山田 如仙君） どうもありがとうございました。県と農協が一体となって、防府市の農業の将来に明るい希望が持てるような気がします。

最後になりますが、農業ボランティアが一層の広がりや、労働不足に悩む農家の皆さんに頼りにされる組織が成長することを願って、この項の質問を終わります。

議長（行重 延昭君） 次は文化行政について。教育委員会参事。

教育委員会参事（恵藤 豊君） それでは文化行政についての御質問についてお答えいたします。

まず、英雲荘を活用した茶道美術館構想についてお答えいたします。

三田尻御茶屋保存修理事業については、平成22年度の完了を目指して継続しているところでございます。修理後の英雲荘の活用につきましては、現在、民間の方々も入った、史跡萩往還三田尻御茶屋旧構内活用検討委員会の中で検討しています。

英雲荘の中にある花月楼は、萩藩7代藩主の毛利重就公が、茶人川上上白の設計をもとに建てた茶室であり、ほかに大名の御茶屋としての歴史的価値や、幕末維新の時代に歴史の舞台となったことなど、幾つかの顔を持っています。

そこで茶道に特化した美術館にするということは難しいと考えておりますが、活用検討委員会の中でも、重就公と茶道のかかわりや茶の湯の文化を活用の重なる柱の1つに考えているところでございます。

次に、三田尻本陣の保存についてお答えします。

萩往還は平成元年に国の史跡に指定されましたが、その申請に当たって、三田尻本陣五十君家も関連遺跡候補の1つとして調査が行われました。そのときの所見で本陣としての機能についての資料がないこと、それから、建物内部がかなり改造されていることや、江戸時代の防長風土注進案の記述と、現状の建物が照合できないという点などから、指定申請に至らなかったという経緯がございます。

しかしながら五十君家は、外観的には文化財的価値が十分備わっていると考えておりますので、今後、指定制度だけではなく、登録制度などを使って所有者に対する働きかけを行ってもまいりたいと存じます。

最後に、防府市文化財郷土資料館についてお答えいたします。

市内の文化財の保存、調査、活用を図ることを目的とした防府市文化財郷土資料館が、来月4月4日に開館いたします。資料館の運営につきましては、教育委員会文化財保護課が入りまして、これまでの業務を引き続いて行うとともに、文化財資料の展示、普及活動に携わっていくこととなります。

文化財保護課の業務はこれまでと同様、月曜日から金曜日までですが、資料館の展示室は月曜日以外を公開してまいります。観覧料は大人100円、子ども（小・中学生）50円です。11月には企画展の開催を予定しております。そのほかにも文化財に関する講座や、講演などの普及活動を行ってまいりたいと思っております。

以上でございます。

議長（行重 延昭君） 産業振興部長。

産業振興部長（桑原 正文君） それでは4点目になります、まちの駅への文化的資料と防府独自の物産、お土産の展示についてお答えをいたします。

まちの駅につきましては、観光交流の拠点施設として地域情報の発信、地域資源の掘り起こしなどを通じ、回遊性と滞在時間の増加を図るために、現在、防府天満宮参道西で整備計画を進めております。

見る楽しみ、食べる楽しみは、観光交流の重要な要素でもありますので、飲食を含めた観光資源の開発・展示につきましては、一工夫、二工夫した防府市ならではのものを提供したいと考えております。

また、歴史を含む文化的資料の展示につきましても、まちの駅の設置目的の1つで、官民挙げてのおもてなしの向上ですので、市民の皆さんからもアイデアをいただきながら、防府市ならではのアピールしたいと考えております。

建物の外観につきましては、景観形成に十分配慮し、見る楽しみ、食べる楽しみにつながる食事、物産販売コーナーを含め、観光案内、地場製品のPR等が可能な展示コーナーを備えた施設とする予定でございます。

なお、整備予定地は旧山陽道と萩往還が交差する、いわゆる四辻に当たり、大鳥居を中心に大専坊、芳松庵、宮市本陣兄部家などがあり、にぎわいのある場所ですので参道の広がりを感じる貴重な展示空間としても十分配慮したいと考えております。

以上でございます。

議長（行重 延昭君） 25番、山田議員。

25番（山田 如仙君） それでは、文化行政の質問について1から4までありますので、1の英雲荘を活用した茶道美術館の構想から質問させていただきます。

まず、今、英雲荘の現在の利用状況ですね、花月楼、今、使われているかどうかわかりませんが、大観楼の現状はどういうふうになっておるんですか。お聞きしたいんですが。

議長（行重 延昭君） 教育委員会参事。

教育委員会参事（恵藤 豊君） 大観楼のほうにつきましては、今現在、修理中というところでございますので使われてはおりません。それから花月楼につきましては、茶道の方々の御利用をいただいております。

議長（行重 延昭君） 25番、山田議員。

25番（山田 如仙君） 英雲荘の、このたび、20年度の管理費が3万4,000円ですかね。その内訳についてどういうふうな管理をしているか、教えていただきたいと思うんですけれども。

議長（行重 延昭君） 教育委員会参事。

教育委員会参事(惠藤 豊君) 管理費、設計管理費ということでございましょうか。

25番(山田 如仙君) 英雲荘の管理のほうです。ちょっとわからんかな。

教育委員会参事(惠藤 豊君) すみません、ちょっと今、その資料を持ちあわせておりませんので。

議長(行重 延昭君) ちょっと、それでは次の質問をしてください。山田議員。

25番(山田 如仙君) 史跡萩往還三田尻御茶屋旧構内活用検討委員会というのがあ
るんですね。先ほど言われましたけど、検討委員会という。その中で検討していますと言
って、どういうことを検討されているのか、ちょっとお聞きしたいですが。

いきなり難しいと言われるから。それと同時にその検討委員会の構成、年間協議の日程
についてお尋ねします。

議長(行重 延昭君) 暫時休憩します。

午前11時31分 休憩

午前11時32分 開議

議長(行重 延昭君) 休憩を閉じて、会議を再開します。

教育委員会参事。

教育委員会参事(惠藤 豊君) 活用委員会のメンバーからお知らせいたします。

メンバーにつきましては、教育次長、教育委員会参事、商工会議所、観光協会、観光振
興課、生涯学習課、それからオブザーバーといたしまして文化庁、県の社会教育の文化財
関係の方等、それぞれ、事務局が文化財保護課ということになっております。

それから文化財の活用ということで、これまでに話し合ってきました分につきましては、
いわゆる文化財の価値がどこにあるかもう一度見直すということ、大切に守るべきところ
を明確にしていく。それから活用については、いわゆる市民の、国民の文化財、いわゆる
財産であるということによってそれぞれ公開をする。

それから、もう1つは新しい価値を創造する。民家の一部を、それぞれ公開をすること
によって、また活用することによって文化財価値も上がってくるというふうなことを練り
ながら、まだ活用委員会そのものも、今1回しか残念ながらやっております。

それにつきまして今後、方向性といたしましては、活用の目的といたしましてもう1つ
は、萩藩時代の御茶屋を体験できること。それから地域活動や生涯学習の場としての利用
もできる。それから観光資源的な性格を備えた施設として利用すること。こういった基本
を目的に話し合うということにしております。

議長(行重 延昭君) 先ほどの管理費の件はいいですか。まだ調べておるそうです。

25番、山田議員。どうぞ。

25番（山田 如仙君） ぼくは、こういうことをあまり言いたくはないんですけども、一部の中心としたそういうメンバーは、客観的にやったり、機械的な運用になるんですよ、話し合いが。

初めから物ができないというような物の考え方でなしに、美術館でもつくってやろうというような、この意気込みがぼくはほしいと、こういうふうにしたんです。それで今、そういうことからお尋ねしたんですけども。

ぼくはこの茶道美術館については、もう本当に日本にないんです。昨日の答弁にもありましたけれど、今津さんが梅1万本事業というのか、あれもすごいなあと思ったんです。これと同じで、やはり日本にないものを防府につくってみたいという願望です。

これができるかできないかわからないですけども、どう言ったらいいですかね。やって、考えてみようかというところがあるかないか、それが大事なんです。学識経験者なんか初めからぼーんとはねるんです。抽象的な基準じゃなければものは進まない。

そういうことで、ぼくはこれを今度出してみたんですけど、ぼくはぜひこれは、なぜこれがいいかと言うと、管理も行き届くんです。地域の人も張りつくんです。それで運用がうまくいけば、実際には本当に、近所の人や英雲荘を守る会をつくろうとか、そういうふうな運びまでになる。こういうふうな思いでぼくはこれを出した。だから、これをしっかり検討していただきたいと、こういうふうに思っています。

市長さん、どうですか。これは、本当にぼくはおもしろいと思うんですよ。これは、ないもんだからやれんと思うかもわからん、やれんかもわからんです。しかし、こういうことが防府の現実に一番大きなあれだと思いますよ。どうですかね。市長。

議長（行重 延昭君） 市長。

市長（松浦 正人君） 裏話でございますけれども、実は、答弁書をつくっていく段階ではいろんな意見が出たんです。

例えば毛利博物館には、茶道に関するそれこそ重要文化財あるいは国宝級のものが多数所蔵されております。例えばあちらの英雲荘のお茶室が、英雲荘の改築がすべて終わったときに、今から準備に入って、毛利博物館の御協力を全面的にいただく中で、英雲荘の一角を茶道の特別展示でもやって、そしてお茶会を盛大にやるとか、いろんな方法が考えられるねという話は、実はいたしております。

いたしておりますが、そこらを教育委員会サイドでは、答弁の中に入れ込んでいく勇気が若干欠けていたと、このようには感じているわけでありまして、今、議員が御指摘になられたことなどは、しかと胸に納めまして、対応に努められるところはしっかり対応して

まいりたいと、このように思っておりますので、引き続き、お力添えをよろしくお願い申し上げます。

議長（行重 延昭君） 教育委員会参事。

教育委員会参事（惠藤 豊君） 先ほどのお尋ねの英雲荘の管理経費でございますけれども、トータルでは283万2,000円をこのたび予定しております。

議長（行重 延昭君） 25番、山田議員。

25番（山田 如仙君） 市長さんのすばらしい答弁いただきまして、ありがとうございました。

英雲荘の花月楼なんかは、川上不白というお茶の十大茶人の1人が設計されております。これは京都、それから和歌山にも、黙雷庵とか蓮華庵という立派な茶室がありまして、ここも3大茶室になるんじゃないかなというような茶室です。これはぜひ大事にして、これをまたしっかりと守っていただいて、そういうものが活かされる英雲荘にさせていただきたいなど、こういうような思いで一杯です。この項は終わります。

次に、三田尻本陣の保存でございますが、答弁の中で指定制度と、それから登録制度などを使って所有者に対しての働きかけをしておかないと、今このぐらいしかできないと思います。ぜひこのことをやって、三田尻本陣もなくならないように、今、所有者との関係を保っていただきたいなど、こういうふうに思っています。よろしく申し上げます。

それから、3の文化財施設の諸問題について、これをちょっとお尋ねをいたします。

4月4日に文化財の資料館が開館できるということは、本当にすばらしいことだと思っております。名称は「防府市文化財郷土資料館」これでいいんですね。

そうしたら、そのときに通称は募集するというようなことを言っておられましたが、それはどうなったのでしょうか。

議長（行重 延昭君） 教育委員会参事。

教育委員会参事（惠藤 豊君） 広報によって募集はいたしましたけれども、この分につきましては、まだ私の方で、今検討しているところでございます。

議長（行重 延昭君） 25番、山田議員。

25番（山田 如仙君） それでは今後のことについて、ちょっとお尋ねをしておきます。

常設展示とか企画の展示は、年間計画はどういうようになっておるんか、お聞きしたい。

議長（行重 延昭君） 教育委員会参事。

教育委員会参事（惠藤 豊君） 企画展示につきましては、年1回それぞれのテーマに基づいて行う予定でございます。期間につきましては、約1カ月程度ということにした

いということだと思っております。

常設展示につきましては、今、防府市全体の歴史についての展示ということで、まず玄関を入っていただきまして、今まで図書館ではギャラリーをやっておりました所ですけれども、そこからまず始まりまして2階に上がって、そして防府の歴史を見ながら2階をアプローチしていただいて、そこから展示室に入るというふうな格好の構想をしております。

それぞれ防府市から出ました出土品、そういったものを歴史的な順序、いわゆる年代別に巡回できるような格好で行いたいというふうに思っております。

議長（行重 延昭君） 25番、山田議員。

25番（山田 如仙君） 非常に残念なんですけれども、それではもう本当、当たり前のことしか、当たり前にやらないような施設になるんです。

それは、ぼくはええと思う面もあるんです。ここの青少年科学館がありますね。あれはどうして今ごろ人気があるかというのを知っちゃってですか。この年間行事を見てごらん下さい、これ、イベントと展示。今やりよるのは、おもしろいでしょう、これ。「緊急司令！暗号を解読せよ！」という、これは企画力ですよ、企画力。これやれば、恐らく山口県じゃない、中国一ぐらいの資料館になりますよ。これなんです。これをやらんじやったら、この施設をしっかりとつくったことに何にもなりません。

これは青少年科学館がやっちゃってですから、こういうノウハウは前例あるんですから、ぜひこれを使って、しっかりした館にしてもらいたいなど、こういうふうに思っています。

それからぼくは、4月4日に同時開催で企画展があると、こういうふうに思っていたんです。鉄は熱いうちに打てと言って、本当、始めからぴやーんと建てて、何が何やらわからんというのでは、やはりおもしろくないですよ。やはり人間はおもしろう生きんと、やっぱりいかん。(笑声) いや、本当ですよ。これは、はじめ4月4日にやりますと、行って見たらがらじゃったと。当然、行って見たら何かええもんいっぱい飾ってあって、これはすごいぞと。これなんです。これ、ひとつよろしく願いして。

それで、ぼくは本当は、学校の文化財展というのを企画してほしかった。各学校のいろんな文化財、順番にやって、そういうのをやるとすばらしい文化施設になるんじゃないかなと、こういうように思っちゃった。これを強く要望して終わりますけれども、ぜひこういうようにしていただくように、ええですかね。わかっちゃうんですか。(笑声)

本当、それをぜひお願いします。これ、本当、まへりにいい手本があるんですから、企画力だけはしっかりとやっていただく。これだけです、本当。しっかりといただきます。よろしくお願いします。

それから、まちの駅でございます。

これはもうまちの駅は本当に、ぼくはあこがれて待ちよったんです。それはどうしてかというと、歴代の市長が、防府市のへそづくりは天神様にあるというようなことを何遍も言っただけで一つも手がついてない。ようやくこれが手をつけられたと思って、本当に待ちに待ちよったんですね。それで、どっからやろうかなと思って、やさしい方から、物を飾ったり何の方からかと思っておりまして、そのエリアはどこかと尋ねたら、どうもあそこの駐車場の中の一画であるようなことを言われた。

これ、まずいですよ。これは、あのエリアではまずい。なぜまずいかと申し上げますと、あの狭いところに何を置いたって何もならん。それよりもせつかくあそこに立派な天神様の山口県で一番古い鳥居があります、大鳥居。これは一番最古ですから、これは有形文化財になっております。あの中のエリアにはめ込んでいくようなことを考えると、そりゃおもしろくないです。

もし、どうしてもあそこの駐車場のエリアがいいと言われるのだったら、駐車場の数が足りない。これは本当に、駐車場、あそこに行って、この前がたもぼくはあそこに立って、日曜日に行って見ちゃったら、中はもういっぱい、車が入らなくて右往左往した。あんなところで物を見たり、それから物を買ったりするような余裕はない。

それよりも、あのエリアからどんどん増やして、駐車場を増やして、これから後は参道を、あの前から人が上がるような、そういうようなんではないと。それで先ほど言われたけれども、大専坊とか芳松庵とかあそこにいっぱいありますが、あれも使わんにゃだめです。それから、好文館も空いちよるんですから。だから、ああいうところが空いちよる、天神様エリアの中でだいたい空いちよる所がありますから、ああいうところに物を詰めたりしたら、にぎわいもできる。

しかも今、だいたい、食べ物屋があっちこっちおもしろいのができちよるんです。そりゃ中華料理だったら喫快餐があるし、そば屋もできた。それから、まあ言う、エイトというのは、防府で一番安うて量が多いという、エイトという食堂もありますしね。それから、まあまあかつがつにあそこに張りついてきている。

そういうもので中へどんどん、張り付いていったら、必ず人がまたそこへ物を建てますよ。そういうことの物の考え方で、ぼくは進めてもらいたいなど、こういうように思っておるんです。どうでしょうか。

議長（行重 延昭君） 産業振興部長。

産業振興部長（桑原 正文君） 私の、今意識しておりますまちの駅より、かなり進んだといたしますか、積極的な御意見を賜りました。

それについて率直に具体的にちょっとコメントが、答弁が浮かばないんですが、今、山

田議員の大胆な御意見、肝に銘じて、まちの駅の建設に向かっていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

議長（行重 延昭君） 市長。

市長（松浦 正人君） まちの駅の建設的な御意見をいただいたところでございますが、実は、駐車場につきましては、つい二、三日前のことでございますけれども、あの直近の所で同規模の敷地をお持ちの方から、大変前向きな御返事を実はちょうだいいたしました。そういう状況の中で、今、天満宮様と所有のあり方、賃貸のあり方、どちらかになるかと思っておりますけれども、その辺の協議に間違いなく今月中旬までには入る予定になっておりまして、駐車場の問題は現在の規模よりも倍程度にはなるというふうに御認識をいただいて結構ではないかと、こんなふうに思っております。

それから、まちの駅全体のことでございますけれども、私はまずは取っかかりをつくるのが極めて大事なことはないかと。こうやったらいいな、これが理想的だな、ああだな、こうだなという理想像を描くことは、これはたやすいんです。たやすいんですが、現実に、じゃあだれが、どういう形でそこで経営をして、それが5年、10年、15年ときちんと根づいていく経営形態を保っていくことができるかどうか。大きな物を準備はした、とりあえずは入ったけど1年で閉店してしまったというようなことになったんでは、これはもう何にもならないわけで、まずは取っかかりをつくって、突破口をそこで切り開いて、そしてそこが確実にファンを形成していくという、このことが身の丈にあった観光開発の出発点ではないかというふうに私は感じているわけでございます。

いろいろな御意見が出ておることもよく承知しておりますが、そうした中で一步一步理想的なものに向かって進んでいくことが何よりも肝要なところではないかと、このように総括的に申し上げさせていただきました。

議長（行重 延昭君） 25番、山田議員。

25番（山田 如仙君） どうも丁寧な御回答ありがとうございました。

ぜひ、まちの駅は長い間の念願でありますので、ぜひとも成功のうちに終わるように、また立派なまちの駅ができますことを祈って質問を終わります。ありがとうございました。

議長（行重 延昭君） 以上で、25番、山田議員の質問を終わります。

ちょっと早いですが、昼食のため午後1時まで休憩をいたします。

午前11時50分 休憩

午後 1時 開議

副議長（原田 洋介君） 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

議長が所要のため副議長の私が代わって議事を進行させていただきます。よろしくお願
いいたします。それでは午前中に引き続き、一般質問を続行いたします。

次は7番、河杉議員。

〔7番 河杉 憲二君 登壇〕

7番（河杉 憲二君） 六日会の河杉でございます。通告に従いまして質問させていた
だきます。

今回は財政問題として3項目取り上げました。執行部におかれましては明解なる御答弁
をお願いいたします。

まず最初は、財政健全化法についてお伺いいたします。

昨年6月に地方公共団体の財政の健全化に関する法律、いわゆる財政健全化法が成立い
たしました。この法律の目的は自治体の財政状況を的確に把握し、財政悪化の早期是正、
破綻の未然防止、健全な財政運営の強化をするなどの目的となっております。指標の公表
にかかる規程の施行が公布後1年以内に、また、計画作成義務等にかかる規程が2009
年度から施行されることとなっております。

今回の財政健全化法は財政の健全性を判断する指標の1つとして、新たに実質赤字比率、
連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率等、大変わかりにくい言葉ばかりです
けれども、この4つが設けられ、毎年公表が義務づけられることになりました。要するに、
これまで一般会計のみの指標であったものが、公営企業、公社、第3セクターなどの会計
まで拡大されました。つまり連結で決算しなさいということでございます。

この4つの指標のうち1つでも一定の基準以上になれば、早期是正団体となり、外部監
査を受け、財政健全化計画を策定し、国への報告、健全化に向けて総務大臣または県知事
の勧告がされることとなります。また、将来負担比率を除いた3つの指標が、そのうち1
つがさらに悪化した基準になれば、総務大臣の同意が必要となります。同意なき場合は地
方債が発効できず、計画どおり進んでいない場合は予算の変更なども必要な措置が勧告さ
れます。

早期是正、または財政再生となる基準は財政規模によっても異なりますが、市町村の場
合、早期是正は実質赤字比率が11.25%から15%以上。連結実質赤字比率が16.25
%から20%以上。実質公債費比率が25%以上、または将来の負担比率が350%以上
となっております。また財政再生は実質赤字比率が20%以上。連結実質赤字比率が30
%以上、実質公債費比率が35%以上となっております。

防府市におきましては、平成17年の国の指針に従い、第3次行政改革後期計画に基づ
く具体的な取り組みを集中的に実施することを示す「防府市改革集中プラン」を策定し、

計画期間内に達成できるよう推進しているところでございますが、これから大型事業が数年にかけ組まれており、財政運営上大変厳しくなることが予想されます。

これまでの地方財政再建の特別措置法と違い、夕張市の財政破綻を機に自治体の財政状況の把握を多面的なものとし、財政運営についても、もっとしっかり議会と住民に公表し、チェックしてもらうことが必要であるという観点からできた法律であると思います。

そこで質問ですが、この財政健全化法についてどのように認識されているのか、お伺いいたします。

次に、昨年10月に出されました平成18年度の決算状況を見ると、既に4つの指標の1つであります実質公債費比率が出されておりました、それが14.9%でございます。17年度の決算のときが15.7%ですので、0.8%よくなっている状況ではありますが、先ほど述べたとおり、これから大型事業が入ってまいります。約100億円近い起債が予測されますが、そこで、この実質公債費比率がどのように推移していくと予想されているのかお伺いいたします。

続きまして、地方交付税の動向でございますが、平成16年から平成18年までを第1期とした国の三位一体の改革により、地方交付税が約5兆1,000億円抑制されており、その影響で全国の市町村の地方交付税が軒並み減額となってきております。

防府市におきましても平成11年度の63億円をピークに毎年減少傾向にあり、平成16年度には43億円で、また、平成18年度では33億円にまでなっております。また、翌平成19年度より地方交付税の算定方法が人口や面積を基本とし、簡素化された新型交付税制度が導入され、27億5,000万円に減額されました。さらに来年度、つまり平成20年度ですが、18億5,000万円と予想されております。また、地方交付税の補てんとされる臨時財政対策債8億8,040万円を足しても、平成11年度の63億円の半分以下になってきております。

新型地方交付税算定の影響も大きいと思われませんが、この新型地方交付税制度について、どのようにとらえられているのか。また、今後の地方交付税の推移についてどのようにお考えなのかをお伺いいたします。

続きまして、新たな財源確保についてお伺いいたします。

国の三位一体の改革は地方の財政制度を改革しようとするもので、自治体みずから税金収入をもって行政を行うべきという地方自治の理念が伺えます。

しかしながら、補助金の削減や地方交付税の削減などにより、地方自治体の財政にかなり影響を及ぼしているのも現実であります。そこで、地方自治体は行政改革を行いつつも、新たな財源を確保しようとさまざまな取り組みを行ってきております。

防府市におきましても、昨年、防府市広告掲載事業実施要綱を制定し、広告収入を上げるべく実施しておられますが、現在、新たな財源確保としてどのように取り組まれているのか、お伺いいたします。

次に住民参加型公募債、いわゆるミニ公募債の導入ですが、自治体が公共事業を行う場合、資金調達の手段の1つとして地方債がございます。この地方債の引受先として政府と民間があります。そのうち民間の引受先の中に、非公募債、いわゆる縁故債と呼ばれるものですが、それと公募債があります。

ミニ公募債というのは公募債の一種で、一般個人を対象に募集されるのが特徴で、自治体によっても異なりますけれども、1万円ぐらいから購入でき、満期期間も短いため、買いやすくなってきております。平成14年度から始まった制度ですが、平成18年度には約90団体3,500億円に達しております。防府市におきましても、このミニ公募債について、行政改革の中においてはB項目として位置づけられ、検討されているようですが、どのようにお考えなのか、お伺いいたします。

続きまして、市税収納に対する取り組みについてお伺いいたします。

現在、わが国の経済状況は若干明るい兆しが見えてきていると言われているものの、失業率はまだ高い水準にあり、所得の減少に伴い、個人消費の冷え込みは相変わらずであります。これは民間企業や国の財政ばかりでなく、市町村においても深刻な税収不足に伴い、財政難に陥っている原因になっているところがございます。このような状況の市町村において、税金の徴収事務におきましては大変難しい時代になってきていることも否めない事実であると思います。

しかしながら、税金を公平また平等に徴収するその役割の重要性は言うまでもなく、極めて重いものがあると思います。そこで防府市の状況を見てみますと、平成18年度、つまり昨年ですが、調定額185億5,645万4,000円に対し、収入済額169億2,145万2,000円で収納率91.2%であります。

収納率だけを見ますと、平成15年度、89.6%ですので、数値を見ますと毎年わずかながら収納率は上がってきております。職員の皆さんの努力がうかがえるかと思いますが、しかしながら、いまだ収入未済額が15億2,609万7,000円であり、不納欠損に至っては1億890万5,000円であります。おおむね毎年同じような数値に推移しており、早急なる対策が望まれるところでございます。

依然として累積額が多く、負担の公平、公正性及び財源確保の観点から、滞納が長期化することのないよう早期の徴収に努め、収入未済額の縮減になお一層努力されたいと監査委員会の意見書の中にもうたわれております。このような状況を市当局はどのように認識

されているのか、お伺いたします。

また、徴収体制でございますが、滞納件数が長年2万件を優に超えておりますが、現在どのような体制で、どのように行われているのか、お伺いたします。

最後に徴収率向上の対策ですが、徴収率を向上するために多くの自治体がさまざまな取り組みを行っております。新たな収納方法としてIT収納、いわゆるコンビニ収納やクレジット収納、また悪質な滞納者については、氏名公表なども検討されている自治体もあるようです。

防府市におきましてもコンビニ収納を実施すべく準備しておられ、徴収率向上に向け努力されていると思いますが、今後の対策としてどのように取り組まれていくお考えなのか、お伺いたします。

以上で、壇上からの質問を終わります。

副議長（原田 洋介君） 7番、河杉議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 私からはまず財政見直しについての御質問にお答えいたします。

1点目の財政健全化法の財政運営に及ぼす影響についてどのように考えているかというお尋ねでございますが、平成19年6月に地方公共団体の財政の健全化に関する法律、いわゆる財政健全化法が公布され、健全化の判断基準となる4指標であります実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の公表を平成19年度決算から、また平成20年度決算からは、それぞれの指標が国の定めによる健全化判断比率より悪化した場合、財政健全化計画の策定が義務づけられ、さらに悪化した場合には財政再生計画の策定が義務づけられました。

現在、財政健全化法に係る指標の算定方法が検討されているところでありますが、県からの照会に基づき、平成18年度決算により仮試算いたしましたところ、普通会計での赤字の状況を示す指標の実質赤字比率につきましては、平成18年度決算において黒字となっており、また一般会計、特別会計及び公営企業会計を含めた全体での赤字の状況を示す指標の連結実質赤字比率につきましては、公共下水道事業特別会計において、8億4,600万円の赤字があるものの、全体では黒字となっておりまして、それぞれの比率において対象外となっております。

また、公債費及び公債費に準じた経費の比重を示す指標であります実質公債費比率は、健全化の判断比率が25%となっておりますが、本市の比率は平成18年度において14.9%となっております、この比率についても財政状況は健全であると考えております。

なお、将来負担比率につきましては、地方債残高のほか、一般会計等が将来負担すべき

実質的な負債をとらえた比率となりますが、具体的にどの数値により算定するのか、まだ総務省において検討されている段階でございます。

以上、申し上げましたとおり、健全化の判断基準でありますところの4指標の状況につきましては、いずれも現段階では良好な状態にありまして、今後の財政運営上ですぐに影響があるような状況とは考えておりません。

2点目の平成18年度決算において、実質公債費比率が14.9%となっているが、今後の動向についてはどうかというお尋ねでございますが、平成18年度において、市債の元利償還金が46億9,700万円余りで、実質公債費比率が14.9%となっている状況から推測しますと、今後、大規模事業である廃棄物処理施設や新体育館の建設及び耐震化に伴う学校の施設の改修事業等を予定しておりますが、過去に実施した大型事業でありますところの最終処分場、アスピラート、ソラールの建設に伴う起債の償還が終息を迎えますことから、元利償還金は減少傾向にありまして、平成18年度の元利償還金を超えることはないと推計しておりますので、実質公債費比率については、ほぼ現行の水準で推移すると考えております。

3点目の地方交付税の動向についてのお尋ねでございます。

まず、平成19年度から人口と面積による算定方法の簡素化を目指して導入された新型交付税の影響額につきましては、総務省が策定しました「新型交付税の試算の方法」で平成18年度分を試算しますと、新型交付税移行に伴う算定方法の変更により、約6,600万円の減額となっております。

次に、今後の普通交付税の動向についてでございますが、本市における普通交付税は国からの税源移譲や新型交付税の導入など、国の施策の影響のほか、法人市民税の伸びの影響もありまして、平成18年度の約25億5,000万円から、平成19年度には約15億8,000万円となりまして、9億7,000万円程度の大幅な減額となっております。

また平成20年度におきましては、地方の自主的、主体的な活性化施策に必要な歳出の特別枠として、新たに「地方再生対策費」が創設される一方、地方財政計画における一般行政経費の抑制や、最近の決算状況を踏まえた経費の縮減により、地方交付税は縮小傾向にありまして、さらに本市におきましては、法人市民税の伸びが地方財政計画以上に見込まれますため、平成20年度につきましては、平成19年度に比較して2億8,000万円程度減少するものと見込んでおります。

このように国の施策の動向によっては、今後も厳しい状況は続くものと考えられるところでありまして、引き続き徹底した内部経費の節減に努めるとともに、さらなる行財政改革に取り組んでまいらねばならないと考えているところであります。議員の御理解と御協

力をお願い申し上げる次第であります。

次に、新たな財源確保についての御質問にお答えをいたします。

まず現在の取組状況についての御質問でございますが、本年度当初より準備を進めておりました広告掲載事業につきましては、昨年7月に本事業実施の基礎部分となります「防府市広告掲載事業実施要綱」及び「防府市広告掲載審査委員会設置要綱」をそれぞれ制定するとともに、これらに付随する各種基準等を策定し、昨年8月より事業を開始いたしましたところでございます。

現時点では、本市ホームページ上でのバナー広告を本年2月より開始したところでございますが、今後は公用車を利用した広告や、各課で使用しております封筒などの各種印刷物への広告掲載を積極的に進めてまいりたいと考えております。

次に市民参加型公募債の導入についての御質問でございますが、この件につきましては行政改革の中で検討した結果、平成17年度において「まだ、時期尚早である」という判断をいたしております。

この住民参加型ミニ市場公募地方債、いわゆるミニ公募債につきましては、一般的に発行規模が1億から3億円程度と小さく、この業務を金融機関へ委託しますと、発行額に対する手数料の割合が高くなりまして、資金調達コストの増加につながります。またミニ公募債につきましては、通常5年程度と償還期間が短く、公募債発行により資金調達を行ったとしても、すぐに償還のための財源が必要となりますし、利率も通常、同条件の国債よりも高い利率を設定することになりますので、利払いも大変ということになってまいります。

このようにミニ公募債の発行に当たりましては課題も多く、直ちに導入できるという状況ではございませんが、全国的には、特に都道府県や大都市においてはミニ公募債の発行が盛んになっておりますので、今後の研究課題とさせていただきたいと存じます。

残りの御質問であります市税収納に対する取り組みについてのお答えにつきましては、財務部長より答弁いたさせます。

副議長（原田 洋介君） 7番、河杉議員。

7番（河杉 憲二君） 御答弁ありがとうございます。

現在、市のそれぞれの仮の数字と申されましたけれども、まずまず良好だということですから。

この財政健全化法のことですけれども、やはり皆さん御存じのように、夕張市のまさかの、いわゆる財政破綻が実は寄与してございまして、連日、テレビのニュースとかワイドショー等々で自治体が破綻したことをやっておりますけれども、かなりの衝撃と影響が実

はあったような形です。

そこで国のほうも、今までやっておりました財政再建の特別措置法というものに新たに財政健全化法ということで、先ほどの防府市のロープウェイじゃないですけども、改定すれば約50年ぶりの改定になろうかと、このように思っております。

しかしながら、その中身を読んでいきますと、国はこれからは地方分権と言いつつも、数字を見る限りにおいては、より国の関与が強くなってきた法律となっているかと思いません。

それで全国の様子を見ますと、これは日本総研が出した数字なんですが、今までいわゆる地方債における一つの判断基準として、起債制限比率で実はやっておりましたけれども、今度は新たに連結決算による実質公債費比率。それで、今まで起債制限比率でかかわってきた許可団体というのが260団体だったそうですが、これが全部1,844の自治体のうちの調べなんですけれども、実質公債費比率で計算しますと382団体ということになっております。

いわゆる連結決算をすることによって、夕張市もそうなんですが、いわゆる特別会計、もしくはあそこは病院がちょっとひどかったんですけども、そういった粉飾決算することで一般会計分には載せず特別会計でみんな締まっていたと。これが破綻の要因として大きくなったわけですので、このようになってきたことと思います。

ちなみに財政再生団体、いわゆる25%以上が30団体、現在、国にあるそうでございます。先般発行されました「エコノミスト」によりますと、防府市は全体の中で、1,800幾つかの団体の中で1,027位ということで、中よりも少し上かということになろうかと思えます。しかしながらその上に長門市がおりまして、長門市が14.7で1,058位になっております。一番いいのは上関なんですけれども、しかしながらこれはあくまでも判断基準の一つでございますので、その指標がいかどうかというのは十分まだ精査されていないですけども、基本的に出された数字の中ではこのような数字、実態になっておるということでございます。

そこでちょっと質問なんですけれども、先ほど市長の答弁もありましたが、公布されたのが昨年なんです。それで1年以内に法令で定められた施行においてある程度計算をなさいと、式を出しなさいということになろうかと思えます。となればことしの6月なんです。先ほど市長もちょっと答弁されましたけれども、「具体的な計算式云々はまだ国の方から来ていない」ということでありますが、とりあえず来年施行ですので、ある程度ことし数字を出さなきゃいけないと思うんですが、いつごろになりそうですか。

副議長（原田 洋介君） 財務部長。

財務部長（吉村 廣樹君） この4指標の数字ということですが、19年度決算でございますが、これは5月末に出納閉鎖期を迎えます。そして1カ月かけて決算統計をやりまして、この辺で大体の数字は決まるわけです。それから今度は、いろいろバランスシートとか、キャッシュ・フロー、そういった4表プラス4指標、こういったものを作成してまいりますので、私どもの今の予定といたしましては、今度9月議会にその辺の指標を上程いたしまして、当然のことながらその前に監査委員さんの審査に付さなくちゃならないと。そして議会に報告すると、そして住民に公表すると。こういうセオリーがありますので、それに基づいて決算委員会で、今度はまたそういったことを審議していただくようになると思っております。そういったスケジュールでございます。

副議長（原田 洋介君） 7番、河杉議員。

7番（河杉 憲二君） わかりました。いずれにしてもことしじゅうには出して、その数字をもとに行政運営、財政運営していかなきゃならないということになりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから現在、市債残高ですけども、いわゆる実質公債費比率を計算する上での地方債残高、合計どのぐらいになっているのか。

それから、合わせて大型事業が入ってまいりますけれども、大体ピークはいつごろでどれくらいと予想されているのかお伺ひしたい。

副議長（原田 洋介君） 財務部長。

財務部長（吉村 廣樹君） 現在の起債残高でございますが、これは一般会計だけで…全部、はい。

19年度末で、一般会計が353億円でございます。それで下水道が211億円でございます。そして水道が132億円でございます。それと今、青果市場がもう2、3年したら0になるんですが、1億5,400万円。それと同住が5,700万円、合わせて700億円程度ではないかと思っております。

それとピークと今おっしゃいましたけれど、これは今から体育館が20年度、21年度で建設されます。その後、22、23、24で焼却場を予定しております。ですから、焼却場が終わる24年あたりが一番ピークなんではないかと考えております。

以上です。

副議長（原田 洋介君） 7番、河杉議員。

7番（河杉 憲二君） その分子になるのが大抵現在700億円ぐらいですね。

ただ当市は、下水道事業に大変力を入れておりまして、下水道はこれから少し増えていくのかなと、その分今までの、いわゆるソラールとか最終処分場の償却が終わると、その

分ができるんでこの大型事業も可能だということだろうと思います。

そこで、しかしながら先ほど、交付税の減額等も予想される中で臨時財政対策債、これの残高が実は中期見通しの中においてもずっと増えてきておる。ただ臨財債というのは、いわゆる交付税の補てん部分の債権ですので、翌年に交付税措置、基準財政需要額に加味されます。しかしながら、これは平成13年度から始まったと思うんですけれども、時限立法的な要素が強くて、しかしながらずっと増えているのですけれども、この対策債に関する考え方というのはどのようにお考えですか。

副議長（原田 洋介君） 財務部長。

財務部長（吉村 廣樹君） お答えします。

臨時財政対策債ですけれど、これは13年度からとおっしゃいましたけれど、10年度からです。（後刻訂正あり）これは当初3年間で平成12年度までの時限措置だったので、既に4回延長されております。そして4回目の延長が平成19年度からですので、21年度までということでございます。

この臨財債については、国税5税——所得税、法人税、あるいは酒税、タバコ、それと消費税ですか。これの5税で埋めることのできない部分、これを、財源不足を臨財債で補てんしておると。我々は交付税と全く変わらないと思っております。

ですから、当然今からも地方財源の不足が見込まれますので、この辺の措置は国の方も引き続き再度延長されるのではないかと考えております。当然、地方財源が不足するわけでございますので、その辺の延長は可能だろうと思います。

以上です。

○副議長（原田 洋介君） 7番、河杉議員。

7番（河杉 憲二君） 実質全国の自治体も臨時財政対策債、臨財債の措置がなければ、これだけの地方交付税、国は地方交付税を縮減してこようとしていますので難しいかなという気はしとるんですけれども、しかしながら、この担保というのがなかなかまだ「だろう、だろう」というぐらいの形で進んでいくかと思っておりますので、その辺のところはよく国の動向をかんがみながら、財政計画を立てていただきたいなど、このように思います。

それと、それに伴って経常収支比率が18年度末において、決算を見ますと91%になっております。これは、これからいわゆる地方債のもちろん償還、今も既に地方債の償還はずっと落ちてきていますけれども、起債をすればまた償還が上がってきますよね。それから扶助費の増等々が、扶助費はずっと実は上がってきておりますので、そうしますとかなり財政的に圧迫されてくる可能性が実は高い。

今までの指標を見ますと、大体88、89で去年が91。去年はやはり退職手当がちょ

っと出たかなという感じがするかと思うんですけども、しかしながらこの臨時財政対策債がなければ95ぐらいいくわけですので、それが加味されるわけですから、100にいくといわゆる、全く弾力性がないということになりまして、いくら財政力が上回ったとしてもなかなか運用は厳しくなろうかと思いますが、この辺の推移についてはどのようにお考えなんでしょうか。

副議長（原田 洋介君） 財務部長。

財務部長（吉村 廣樹君） 経常収支比率のことですが、経常収支比率は一般財源に占める経常経費の割合でございます。それで当然分母、交付税やらが下がってきましたので、その辺も、したがいましてこの比率も高くなってきておることが原因でございます。

それでこれをどのようにということですが、当然のことながら経常的な経費をしっかり抑えていかなくちゃいけないと思っております。その辺については、人件費、物件費、扶助費等でございますが、この辺をよく精査して、少しでも下げていきたいと思っております。

ただ、18年度決算では91%、19年度では94%台になると思われるんですが、昔は80%台、70%台というような数字でございましたけれど、今はほとんどの市がこういった財源が厳しい時代になって、13市ほとんどがそういった90%に近くなっておるというような状況でございます。

以上です。

副議長（原田 洋介君） 7番、河杉議員。

7番（河杉 憲二君） ほとんどの市が、経常収支比率も実質公債費比率も、あくまでも指標の一つであって、それで市の全体を判断云々というのはなかなか難しいかと思えます。しかしながら我々からすれば一つの目安ですので、ですからある程度その数字を保ちながら行政運営をしていただきたいというのが我々の考えでございます。

それでこれから委託費、いわゆるPFIとなればDOBですけども、20年間委託するわけです。これから入札がありますけれども、そうすると毎年委託料でやはり物件費が上がってこようかと、このように思います。

それから職員の退職基金、今8億円ぐらい積んでいらっしゃいますが、団塊の世代が、これから退職がどんどん増えてこようかと思えます。ピークはどのぐらいになるのか、それから基金で賄えるのか、その辺のところをちょっとお聞かせください。

副議長（原田 洋介君） 財務部長。

財務部長（吉村 廣樹君） 退職基金につきましては、今8億円の積み立てでございま

すが、おっしゃるように今から団塊の世代が退職するときには、ちょっと数字はあれなんですけれど、10億円程度近くの数字が最終的に見込まれるんじゃないかと思います。

ある程度の一定の水準を超えるときには、基金を取り崩してその辺の対応をして、特定目的基金でございますので、そちらで対応しながら財政運営をやっていきたいと思っております。

以上です。

副議長（原田 洋介君） 7番、河杉議員。

7番（河杉 憲二君） 職員の退職金もいわゆる経常収支を計算するときの分子に入りますので、よくその辺のところをかんがみながら毎年の財政運営をしていただきたいというように思います。

それから地方交付税ですけれども、先ほど市長が言われたとおり、昨年度からいわゆる新型交付税の算定基準というのがあります。そこでいろいろ資料を見ますと、基本的には「自治体が地方交付税を算定しやすいような形にしますよ」というのが、本来の趣旨のような気がいたします。

基本はやはり面積と、それから人口、そのあと基準財政需要額。ですから基準財政需要額の約1割程度というふうな考え方が国のほうではあるようですけれども、ただ実はそれを算定すると、全国の自治体で新型交付税における算定して、市の部分で交付税が増えた自治体が432団体、減少した団体が257団体。ということは、防府市は257団体の1つということに実はなるわけです。ただその中で防府市が、これは普通交付税だけなんですけれども19年度の普通交付額の決定額の数字があるんですが、防府市が普通交付税だけで15億7,600万円、臨財債と合わせますと25億1,700万円。

ただ、先ほど言いました防府市よりも、ちょっと財政力、実質公債費比率がいい長門市は71億2,400万円、臨財債を合わせると77億1,800万円。それから、お隣の山口市が交付税が97億円。臨財債を合わせますと114億9,700万円。かなり実は開きがあるやに思いますけれど、その辺はどのようにお考えですか。

副議長（原田 洋介君） 財務部長。

財務部長（吉村 廣樹君） 長門市の例と山口市の例をおっしゃいましたけれど、これにつきましては国の政策でそういうふうな状況になっておるわけでございます。

我々もこういった財源が、先ほどから交付税が厳しいというのがありますけれど、これに負けない足腰のしっかりした行政運営をやってまいりたいと思っております。

副議長（原田 洋介君） 7番、河杉議員。

7番（河杉 憲二君） わかりました。いずれにしても地方交付税というのは、これから

ますます厳しくなつてこようかと思ひます。先ほど市長の答弁もございましたけれども、やはりそれをかんがみながら、いわゆる確たるものをしていかなきゃいけないと思ひます。

それから昨年出された予算編成方針の中で、4年間で41億円の財源不足が見込まれるということが言われております。

そこで平成20年度の予算においても財調と減債基金合わせて14億8,000万円の取り崩しということでございまして、20年度末においては減債と財調を合わせて約30億円、その基金が見込まれておりますが、このままでいくと底をつくんじゃないかと単純に思うんですが、しかしながら毎年の実質収支の中の約5割を、また財調に組み入れていくわけですから、そのあたりで将来的にどのような基金運用をされていくお考えなのか、お伺いします。

副議長（原田 洋介君） 財務部長。

財務部長（吉村 廣樹君） その前にちょっとおわび申し上げます。

先ほど臨時財政対策債、13年度と議員さんおっしゃって、私は10年度と申し上げましたけど、13年度のほう为正解でございます。どうも御無礼しました。

それと、今回14億8,000万円取り崩しております。これにつきましては今回の3月補正で、御承知のように交付税が9月補正で5億2,000万円の予算割れ、さらに税収、特に個人市民税ですが、3億円ちょっとの税収を上げると。全部これは国の政策によるものなんですが、税源移譲でそういった十分な税源移譲がなされていないと。こういった流れの中で、やむを得なく今回14億8,000万円取り崩しました。

しかしこれについては、今から第4次の行政改革やら取り上げていただいて、庁内全員が一丸となって、この辺の財源について、一人ひとりが自主財源を稼いでいくんだよというような職員一人ひとりの士気を高めることによって、この辺を解消していきたい。

理論的なことしか言えませんけれど、今はその気持ちでございます。

副議長（原田 洋介君） 7番、河杉議員。

7番（河杉 憲二君） この項については最後にしたいんですが、この健全化法とか、いわゆる新型の交付税制度、いわゆる国の財政改革における制度が、実は近年目まぐるしく変わってきております。戸惑っている自治体も多くあるかと思ひますけれども、また新たに公会計をなさいと。財務諸表、もしくは貸借対照表等もやりなさいよと、実はこれは大変なことになると思ひます。自治体においては、担う財政部署はかなり重要になってこようかと思ひております。

類団の自治体ではプロジェクトチームを組織して対応している自治体もあるようですが、防府市の財政課の職員は5人体制でございますので、少し増員するなどしてし

っかりとした対応をしていただきたいなど、このように思っております。

あくまでも指標は自治体を評価する一つの目安ですので、それにこだわることはありませんけれども、しかしながら決しておろそかにするわけには、私はいかないと思います。しっかりと計画を立てて財政運営をされることを強く要望しておきたいと思います。

それから財源確保の件ですが、取り急ぎ質問をしたいと思います。

財源確保の基本というのは、きのうも同僚議員が質問をいたしました。企業誘致とか、大学、もしくは子育て支援に力を入れる、いわゆる市の特色を出しながら人口を増やして安定的な税収を増やしていく、これがまず基本だと思います。

しかしながら、なかなか費用も時間もかかりますので、当面の策として行政サイドも、やはり知恵を出していかなければならないと思います。その中で、行政改革等々を防府市の場合はいち早く断行しておられて、18年度の効果額として7億7,700万円。パチンコで言うとフィーバーですけども、中身は別問題としてそれなりの効果額は出ている。その辺のところは評価できるかと思っています。

そこで、取り組み方としてバナー広告はことしからやってらっしゃるようですが、その前に新体育館のネーミングの広告を募集して、一次、二次となかなかうまくいかなかった。やはり3,000万円というのが金額的にネックだろうと私は思いますけれども、その3,000万円の根拠というのは何なんですか。

副議長（原田 洋介君） 教育委員会参事。

教育委員会参事（恵藤 豊君） お答えいたします。

3,000万円の根拠にいたしましては、各地方公共団体がいろんな運動施設等の部分で、ネーミングライツを募集した部分があります。

その全国的な部分を全部調べましてその部分、それから人口的な背景、そういったものも含めまして、高い部分については何億円という部分がありますけれども、低い部分については何十万円という部分もあります。その部分のところを取りまして、あとは上下を削ったというところと、もう一つは大体背景人口が同等の部分、そういったところを含めての3,000万円ということで、1年間に1,000万円というふうなことで私のほうは決めておりました。

副議長（原田 洋介君） 7番、河杉議員。

7番（河杉 憲二君） 今、参事のほうから答弁がございましたけれども、やはり東京とか福岡とか仙台とか大都会なら、それなりの「味の素スタジオ」とか、「ヤフースタジオ」とかメリットがあろうか思いますけれども、しかしながら試みとしては大変私は評価しております。

行政サイドも、やはり打っていく、僕は、どんどん発信していかなくてはいけないし、打っていかなくてはいけないと思うんですが、この後、どうされるおつもりですか。

副議長（原田 洋介君） 教育委員会参事。

教育委員会参事（恵藤 豊君） 1次募集、2次募集をいたしましたけれども、今現在はいわゆるこの金額はかなり高いという、いろんな企業さんといえますか、部門からの受け答え部分もあるのではないかとというふうに推測されます。

そういった意味でもう一遍、市内、それから県内に、金額のことやら、それから期間のこと、そういったものを含めまして、セールスに、どういう状況かを調査すると、再調査といえますか、そういったことをしたいということで、今後の方向性を決めていきたいというふうに思っております。

副議長（原田 洋介君） 7番、河杉議員。

7番（河杉 憲二君） これからそれぞれ、やはり金額的な問題は大きいかと思えますけれども、調査されて再度検討するということです。

先ほど答弁の中でも、いわゆるこれから車の広告とか、周南はことしの2月から実は募集をかけておりまして、鋭意取り組もうとしているようでございます。また類団においては、例えば支所とか公民館の壁面広告、それから市広報の掲載、玄関マット、さらにはさまざまに取り組んでいる自治体があるようでございます。

また、広告だけではなくて市の資産の売却です。有名なのはいわゆる夕張市がインターネットオークションで市の資産を売却したとき、結局、市の市有地は、それもインターネットにかけたんですけどあまり売れていないようでございますけれども、やはりそういった方法もあろうかと思えます。

多くの自治体、それぞれアイデアを凝らしながら取り組んでおられますけれども、公共団体としてある程度の節度も必要だと思いますので、その辺をかんがみながら、今後、鋭意取り組んでいただきたいなど、このように思います。

それからミニ公募債ですけれども、今後の研究課題と、こういうことでございます。

先ほど90団体、3,500億円と申しましたけれども、新たな資料によりますと、累積で言うと平成18年度3月末で120の団体、330件、総額1兆1,049億円。かなりの自治体に取り組んでいるのが現状でございます。先ほど、確かに、私も調べたところ、いわゆる金利の問題、それから一括償還の問題、金融機関の委託料等々さまざまな問題があろうかと思えますが、調べてみますと言われたとおり3年から5年、金額的にも1億円から2億円、いわゆる一括償還しやすい金額が多いようでございます。

しかしながら、このミニ公募債というのは、一つは市民が対象、いわゆる市の施策に対

する投資という考え方に立っております。ですから、市民の行政に対する関心度が高まることによって、本当に市民に、住民に必要な事業なのかという、そういう判断を仰ぐ、実は題材にもなるわけなんです。ですからその辺もかんがみながら考えていただきたい。

多くの自治体を見ますと、例えば小・中学校の整備事業とか、まちづくり交付金の事業、いわゆる市民ニーズに、要求した市民に受けやすいような事業を展開しているようでございまして、資金調達の一つとして市長の言う市民の市政への参加、協働にもつながると思っておりますので、今後、なお引き続き検討していただきたいなと思っております。

以上でこの項は終わります。

副議長（原田 洋介君） 次、市税収納に対する取り組みについて、財務部長。

財務部長（吉村 廣樹君） 市税収納に対する取り組みについてお答えいたします。

まず、現在の収納状況に係る認識についてのお尋ねにお答えします。

平成18年度市税収納未済額は、現年度分が3億500万円、滞納繰り越し分は約12億2,000万円、合計約15億2,000万円でございます。

過去の推移で申し上げますと、収納未済額は平成13年度から平成15年度までの3年間は、16億円台で推移していましたが、平成16年度以降、現年度分の収納率が97%台から98%台に改善したことで現年度分の収納未済額が減少傾向となり、さらに平成16年度に徴収対策推進室を設置し、不良債権化した高額滞納案件の収納未済額の処理を進めたことで、平成16年度以降の収納未済額は15億円台で推移しています。

このように収納未済額は、平成15年度の約16億9,000万円をピークに平成18年度は15億2,000万円と減少傾向にあるとはいえ、依然として高額であることには変わりはありません。このような事態を直視し、納税秩序の維持、負担の公平・公正及び財源確保の観点から収納未済額のさらなる圧縮に向け、今後とも一層努力してまいらなければならないと考えている次第でございます。

次に徴収体制についての御質問にお答えいたします。

市税等の徴収は収納課の徴収係10名と、困難案件等を受け持つ徴収対策推進室3名で担当しております。平成13年度から滞納管理システムを導入し、納税折衝の経過や記録、納付状況の管理を手書きの台帳からパソコンによる管理にかえました。これによる省力化と効率化の効果は大きく、増加傾向にある滞納者にも対応できております。

また、平成16年度に滞納額200万円以上の困難案件を担当する徴収対策推進室を設置し、不良債権化した高額滞納案件の処理を進め、200万円以上の滞納案件は平成16年度当初184件、滞納額約12億7,000万円から平成18年度は135件、滞納額約8億7,000万円と、件数で49件、滞納額で約3億9,000万円減少いたしてお

ります。

なお滞納件数は、例えば1人が2税目を3年分滞納すれば6件となり、議員御指摘の2万件は即滞納者数とはならず、かなりの乖離があることを申し添えさせていただきたいと存じます。

次に今後の徴収率向上対策についての御質問にお答え申し上げます。

地方交付税の急激な減少等による今日の厳しい財政状況、また三位一体の改革により国からの地方への税源移譲による個人住民税の増大に対応する地方税と地方財源の安定確保、さらには税負担の公平性確保からも市税の徴収率向上対策は喫緊の重要課題であります。

税源移譲による個人市民税調定額は、平成19年度は約55億円と、前年度比約10億円増となっておりますように、移譲された税源を確実により多く徴収することが極めて重要であります。

この観点から平成19年度は徴収の実を上げるとともに新たなる滞納者をつくらない、増やさないという考え方のもとに、現年度分の徴収に力点を置いた徴収方針であります。

具体的には、例年、年度の前半は滞納繰り越し分を重視し、現年度分は12月以降に重点を置いておりましたが、本年度は年度の当初から、現年度分と滞納繰り越し分の徴収を両立させる方針をとってまいりました。

徴収業務を進めるに当たっては、滞納者の財産調査を十分に行い、担税力がありながら滞納していると認められるときは、法に基づく差押処分を適時、的確に執行することを目指してまいりましたので、差押件数は平成18年度230件でしたが、本年度1月末現在375件となり、前年度同期比2.3倍に増加しております。

また、個人市民税や給料天引きとなる特別徴収の場合は、徴収率が99.8%と極めて高くなりますので、従業員の市民税を普通徴収としている事業者を訪問し、特別徴収としていただくよう要請活動を本年度初めて実施いたしました。

また、勤務の都合等で平日に納付または納付相談できない方を対象に、夜間納付窓口を4月から毎月3日間、午後5時から8時まで開設し、休日納付窓口についても5月と12月の日曜日に2日間開設をしました。これら夜間または休日窓口の利用者は、平成20年2月末現在173人で納付金額は343万円となっております。

次に、収納率向上対策及び納付環境改善対策の一環として、市税等のコンビニ納付を実施します。平成19年度は滞納者に交付する再発行納付書のコンビニ納付を3月6日、明日から実施し、平成20年度は軽自動車税と市税等の督促状、平成21年度は個人市県民税、固定資産税をコンビニで納付できるようにいたします。

さらにクレジットカードによる、市税等の納付は納税者には利便性があり、本市からみ

でも確実に納付していただける点は魅力的ですが、納付額の1%と高い手数料を市が全額負担することでよいのか。また、利用ポイント制度でカード納税者に生じる経済的メリットのかかわりから他の納付者との公平性のバランスの面でも研究すべき余地がありますので、全国の状況を見ながら今後検討をしてまいりたいと存じます。

また、平成11年に債権管理回収業に関する特別措置法、いわゆるサービサー法が施行され、債権回収会社が業として特定金銭債権の回収を行うことができるようになりました。さらに平成17年3月に閣議決定された「規制改革・民間開放推進三カ年計画」において、「地方税の徴収の民間開放推進」が盛り込まれたことから、本市においても、初期の滞納者に対する納税折衝として行う、電話や簡易な文書による自主納付の呼びかけなど、公権力の行使に当たらない業務について、徴収ノウハウを持つ民間事業者に業務委託することを、今後前向きに検討してまいります。

なお、平成20年度の新たな施策として、市税以外の公金であります保育料、住宅使用料の徴収についても、徴収ノウハウと滞納者の情報をあわせ持つ収納課で担当することとし、これら市債権の徴収率を向上させ、もって本市財政の健全化にも貢献してまいりたいと存じます。

以上でございます。

副議長（原田 洋介君） 7番、河杉議員。

7番（河杉 憲二君） 残り4分になりました。いろいろ質問があったんですけども、答弁を了といたしまして終えたいと思うんですけども。まだ4分ありますので、少し…。（笑声）もう質問はしません。もう時間がありません。要望にします。

法改正によりまして民間委託が使われるようになりまして、いわゆる考え方の中において、課税徴収権という強い権限は行政サイドにありますけれども、それ以外の電話で徴収の啓蒙をしたり、それから差し押さえたものの管理をしたり、そういったことは民間でもできるようになっております。ですから、その辺もかんがみながら今後検討していただきたいと思えます。

それから、コンビニ収納は市民に大変利便性のあるものでございますので、これからやれることがどうも決まったようでございますので、頑張ってくださいなと思えます。私がなぜ徴収率をもっと上げろ、努力すべきというのは、仮に1%上がれば、一応1億8500万円が調停額ですので1億8,500万円入るわけです。類団の周南市がやっぱり94%、実は超えているわけです。それを考えると3.4%もいいわけですから、やはり十分研究して、今後とも徴収率向上について鋭意取り組んでいかれることを強く期待しております。

今回、財政問題を取り上げましたけれども、これからやはり大型事業、それから地方債残高も増えてまいろうかと思えます。新しい交付税制度の導入により交付税の収入も実は限られてくるようになりますので、財政運用も厳しくなってくると思えます。

しかしながら、市民のニーズにしっかりとこたえるべく市政運営をされることを強く要望して、私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（行重 延昭君） 以上で、7番、河杉議員の質問を終わります。

副議長（原田 洋介君） 次は3番、重川議員。

〔3番 重川 恭年君 登壇〕

3番（重川 恭年君） それでは質問させていただきます。新人クラブの重川でございます。このたびは新人クラブ同僚の議員が質問いたしませんので、新人クラブを代表して質問させていただきます。

今回は防府読売マラソン大会についてと都市型限界集落、いわゆる限界自治会を出さないための方策などについてお尋ねいたしたいと存じますので、執行部の皆様方におかれましては誠意ある御回答をお願いしたいと存じます。

さて、つい先日の2月17日の日曜日には、昨年スタートした第2回東京マラソンが3万人のランナーにより熱戦が繰り広げられ、スイスの選手が2時間7分台で優勝、日本人選手が2時間8分台で2位入賞でございました。この大会はあの大東京で長時間にわたる交通規制等も含め、数々の難題を解決しつつ10万人余の申込者の中から抽せん選ばれた者のみが走者になれるという、私たち地方に住む者からすれば、まさにびっくり仰天の大会で、当日テレビでの実況中継をごらんになられた方や東京まで観戦に出向かれた方もおられるのではないかと思います。そして、この日曜日の3月2日には1946年（昭和21年）に始まった第63回びわ湖毎日マラソンが開催され、NHKの総合テレビあるいはラジオ等で全国に中継されておりました。

このようなつい最近の出来事を想像しつつ、まず最初に防府読売マラソン大会についてお尋ねいたします。

当該マラソン大会が始められたのは、先人の方々の大変な努力によって今から38年前の1970年（昭和45年）12月27日に市立右田中学校前をスタートして、時の佐波郡徳地町下畑バス停折り返しの42.195キロを走るコースで、そのタイトルも新人の登竜門として掲げられておったと記憶いたしております。

当時の大きい大会では、朝日新聞社が冠をかぶせる朝日国際マラソンが、そして毎日新聞社が冠をかぶせる先日のびわ湖毎日マラソンが、あるいは別府毎日マラソン等がありま

した。そして、続いて読売新聞社が冠をかぶせたマラソン大会がこの防府市で誕生したわけであります。この第1回の大会には、私もボーイスカウトの子どもたちを連れて寒風吹きすさぶ中、交通整理や関門補助員などの奉仕に参加し、大変感銘を受けたものでした。その奉仕活動は、現在もマラソン大会支援として続けております。

第1回目のフルマラソンの参加者こそ66名で、優勝記録は2時間15分49秒8で東洋ベアリング上原敏彦選手と記録されており、上位10傑には地元防府体協から1名、協和発酵から2名、オールカネボウから4名、そのほか宇部興産1名、東洋工業1名が入賞されており、地元志向の強い大会ではなかったかとも思っております。

当時の防府市では、浜村秀雄選手や貞永信義選手など日本を代表する名ランナーが活躍されており、そして第2回目の参加者は92名、第3回目は124名、第4回130名、第5回191名と、回を重ねるごとに参加者数も増え、第17回1986年（昭和61年）の大会ではその数1,281名と、最高を記録、10キロの部422名を合わせると、何と1,700名を超える参加者で、隆盛を極める、日本でも屈指の大会に成長しておりました。その後も第18回大会、第19回大会と、1,000名を超えるフルマラソンの参加者でございました。

そのような中で平成元年（1989年）の第20回大会からは、交通環境の変化や陸上競技場の完成などの要因からコースも陸上競技場をスタート地点とするなどに変更され、その後もゴール地点が変更されつつも現在に至っております。そして、21回大会からはテレビによる実況中継も行われ、現在に至っております。

さらには、開催日程も第18回大会から他地域のマラソン大会日程との競合等を考慮して、年内の最終日曜日の開催から前に約2週間前後前倒しする日程に改められております。そのコース変更がされた第20回大会では、10キロ高校の部ではありますが、韓国の黄（ファン）選手が29分31秒で優勝し、その後の第25回スペインでのバルセロナオリンピック（1992年）のマラソン大会で優勝し、韓国に金メダルをもたらしたことは防府読売マラソンの記憶に残ることともなっております。

さて、防府でのフルマラソンでの歴代最高記録は、第33回大会2002年（平成14年）でございますけれども、この大会で記録されたエチオピアのハイル・ヌグセ選手の2時間8分16秒で、同じく2位は同大会でのNTT西日本大阪の大崎選手の2時間9分38秒、3位は第30回大会での旭化成、渡辺選手の2時間9分40秒であり、ここまでが10分を切る記録でございます。

マラソン大会は、大会当日の温度・湿度・風力・風向き・晴雨等も含んで、気象条件にも左右されますけれども、現在、日本での歴代10傑は2時間6分から7分台、世界のそ

れは2時間4分から6分台となっております。

そこでお尋ねいたしますが、来年には防府読売マラソンも第40回の記念すべき年を迎えることとなります。

これまで当大会は今まで述べたような経過をたどってきたわけではありますが、これには多くの方々の並々ならぬ御支援、あるいは御協力を得て山口県の防府市をアピールし、特に新聞の冠をつけた大会であり、その紙面を割いた報道や、今では中・四国、九州と、西日本地域を主体としたテレビ、一部ラジオでございませけれども実況中継もなされ、ちまたに言われております地域間競争や、地域をいかに認知・アピールできるかなどの一翼を担う観点からも素晴らしいことではないかと思っております。

この、来年に40回目を迎える歴史と伝統ある、また全国でも屈指の防府読売マラソンに向けて、防府市として今後いかに対処するのか。構成されておる主催団体というものは8団体ありますので、防府市だけの考えではなかなか難しい面もあるとは存じませけれども、主催者の一員として、また予算面では大きいウエイトを占めているということもありまして、いかに主体性を発揮して行っていこうと考えられるのかお尋ねいたしたいと思っております。

次に、都市型限界集落という言葉がございませ。このことについて、要望なり、お尋ねをいたします。限界自治会と言いかえてもいいと思っております。

まず通称定義として、存続集落とは55歳未満の人口比率が50%以上であり、後継ぎが確保されておって、冠婚葬祭等を含め、共同体の機能が次世代に受け継いでいける状態と言われております。次に、準限界集落とは55歳以上の人口比率が50%以上で、今時点では共同体の機能を維持していくことができるけれども、後継ぎの確保がだんだん難しくなっており、限界集落の予備軍となっている状態であると言われております。そして限界集落とは65歳以上の人口比が50%以上で、高齢化が進み、共同体の機能維持が限界に達している状態を指すということになっております。さらに言えば、消滅集落とは当然ながら人口ゼロで、かつて住民が生活していたが、今では完全に無住の地となり、文字どおり集落が消滅した状態を指すと定義づけられております。

この定義を自治体に当てはめると、65歳以上の高齢者が自治体総人口の過半数を占める状態を限界自治体と呼称し、限界集落とはこのことを集落単位に細分化したものと言ってもよいと思っております。そこで、65歳以上の高齢者が自治会の総人口の過半数を占める状態を限界自治会と呼んでみました。このような中、日本の人口は平成16年(2004年)を頂点として減少に転じていると言われております。そして65歳以上の老年人口の割合がだんだん増加の傾向に進むと推察されております。

これは何も国でのことではありません。我が防府市ではそれを上回る、例えば1995年(平成7年)では15歳未満の年少人口の割合と65歳以上の老年人口の割合は逆転し、3年後である1998年、つまり平成10年の老年人口比率は18%を超えて全国平均の16%をしのいで高齢化が進んでいると、これは防府市第三次総合計画で述べられております。そして今から2年後の平成22年(2010年)には、老年人口比率は24%超となり、4人に1人は老年・高齢者となる状況であるとも述べられております。これも第三次総合計画で述べられております。

私がおんなうなことから推察するに、10年後、15年後、20年後と追っていくと、まだまだ高齢化率は進展することが想定され、まさに地方都市において限界自治会や都市型限界集落が出てくる可能性は多分にあると存じます。

ただいま第三次総合計画で2年後の老年人口比率は24%を超えると述べられておりますが、他の調査推計によると、たった10年後の平成30年、つまり2018年には防府市で32%にもなるという予想もされております。今現在まだ目立ってはおおりませんが、市内の単位自治会では既に限界自治会と呼ばれる所もあるのではないかとさえ思っております。

このような急速な高齢化・少子化の進み方にきらりと光る防府市を維持・継続させていくとするならば、今から何らかの対策を考えていかなければいけないんじゃないかというふうに思っております。

団塊世代が60歳を超えてきた地方都市においても、限界型自治会等が増えてきているということがございます。大都市等の1960年から70年代にかけて開発されたニュータウンなどにおいては、その傾向がすばらしく進展しているとも言われております。このような状況が地方都市にもあらわれ始めているわけではないかと存じております。

かつて1991年、改悪とは言いませんけれども、いわゆる大店法が改正され、大型店舗の出店が大幅に改正され、一般的に郊外と言われる所に大型店が出店し、昔ながらの地元の商店街が寂れていったという現象が、現実に私たち、体験しております。今は車で大型店へ足を運んでいるのも現実ではないなだろうか推察しております。このことは90年代の郊外化とも言われ、一つの国策がもたらした一面的な限界集落化の進展ではないかとも言われております。

そして今、各地で問題提起されているのが平成の大合併後、地方都市における中心部と周辺部の生活環境の格差であると言われております。旧役場などの人員も中心部に回され、付随して周辺にあった各関係機関も中心部に移動し、ますます過疎化に拍車がかかっているというわけがございます。防府市は合併こそしてはおりませんが、民間行政機関の中にも、

交通が便利である、あるいは中心行政機関の所在する所へ移動しつつあることも事実ではなかろうかと存じております。

このような中であって、全国のどのような地方自治体よりも、まず先頭を切ってより早く、より遠くを見据え、限界自治体あるいは準限界自治体と言われることがないような、また限界自治会・自治体を出さないという気概を持った対応策を今から確立させることを考えなければいけないのではないかと思います。執行部においてはいかに考えておいでなのか、また具体策等を考えておられれば披露していただきたいと存じます。

以上で、壇上からの質問を終わります。

副議長（原田 洋介君） 3番、重川議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 私からは、都市型限界集落についての御質問にお答えをいたします。

御承知のように、少子高齢化が進む中で特に高齢化の進行は先進国の共通の現象でございまして、深刻な問題となっております。中でも我が国の高齢化の速度は群を抜いて急なものがございまして、今後、65歳以上の高齢人口割合は先進諸国の中で最上位になるとも言われているところであります。

一方、山口県に目を転じてみますと、高齢人口割合が全国平均を上回るペースで推移しておりまして、平成17年の国勢調査での高齢人口割合が25.0%と、全国5位となっております。防府市における平成17年の国勢調査の高齢人口割合は22.6%で、県内13市中11位と低い位置にございますが、国立社会保障・人口問題研究所が国勢調査をもとに推計した将来推計人口では、平成37年に約3人に1人が65歳以上になると推測されているところであります。

議員御指摘のように、65歳以上の高齢者が全体の半数以上を占める状態、いわゆる限界自治体という状況になった場合には、一般的には地域社会の活力が低下するとともに、防災や福祉の面における集落機能の低下や、担い手の減少による地域固有の文化の喪失など、その地域に極めて大きな影響を与えることが危惧されているところであります。

このような地域社会とならないため、行政においては積極的な定住施策を講ずる必要があります。地域住民が住みやすく、住み続けたいと感じられる安全・安心で災害に強い快適な住環境整備の実施や、人と人のぬくもりを大切にする地域社会を創造していく必要があるかと感じるところでございます。このためにはその地域の魅力に加え、安心して暮らせる働く場があり、また若者たちが魅力の持てるまちづくりが大切になってまいります。また一方で、年齢にかかわらず、働く意思のある人が生きがいを持って働き続けるこ

とができる生涯現役社会づくりも必要であろうと考えるところであります。

したがって、今後、限界自治体または準限界自治体とならないように、若者にとって住みよく魅力のあるまち、高齢者にとっては安全・安心で生きがいを持って暮らせるまちを目指すことで、市民の皆様が誇りと愛着を感じられ、存在感のある「キラリと光るふるさと防府」を築いてまいりたいと思っております。御支援、御協力をいただきますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

防府読売マラソンについての御質問は、教育長より答弁をいただきます。

副議長（原田 洋介君） 3番、重川議員。

3番（重川 恭年君） それでは、今、お答えをいただきました。私の質問も抽象的な質問で、なかなかこれはという秘策は出てこないかと思えますけれども、若者が魅力あるまち、働く場が確保できるまち、こういうことで定住施策あるいは安全・安心、温かみのある地域社会を構築していくと、こういう回答でございました。

定住施策という言葉が出てまいりましたけれども、防府市で現在、定住施策、これに対する取り組み、あるいは他の市・町というか、自治体でこんな定住を促進するために施策をやっておるといふことなど、把握されておれば御披露願いたいと思えます。

副議長（原田 洋介君） 総務部長。

総務部長（浅田 道生君） 他の自治体はどうかということですが、今現在ちょっと手元に資料を持っておりませんので御紹介することはできませんが、防府の場合は特にとということではありませんが、いわゆる限界集落といいますか、限界自治体をつくらないという原点は人口が増えるというのが私は原点になろうと思えます。それに伴う施策としては、いわゆる企業誘致して人口を増やす方策とか、定住をしていただくためのインフラ整備とか、もろもろいったものがあるかと思えますから、まずはそういったところから手をつけて、いわゆる限界という言葉をかえれば高齢化率ですから、分母を増やすという努力はいろいろな方法があると思えますから、やれるところからやっていきたいというふうに考えております。

副議長（原田 洋介君） 3番、重川議員。

3番（重川 恭年君） 防府市は人口の減る率、こういうものも現在においては少ないわけですが、私が壇上でも言ったように、将来、各自治体ともどういうふうなことになるかわからないということで、いろんな自治体がやっている事例があります。ここにもたくさん事例が、どこでどういうものを行っているか、こういうことを持っておりますけれども、先進事例の中からもぜひ学ばれて、少しでも人口が増える、あるいは減らないように努力してもらいたいと思っております。

それから、働く場の確保ということでもございましたけれども、昨日からの一般質問、各議員とも市の将来をおもんばかって、安藤議員ですか、企業誘致等の質問もされております。それから今津議員が産学官共同あるいは起業家の支援、こういうものもされております。そこで私は防府市において大切なのは、今、防府市で教育を受けた小学校、中学校、高校、そういう頭脳が上の学校に行ってこちらへ帰ってこないという事例があるわけです。そういう頭脳の流出防止といいますか、そういうものに対する施策、この辺はどういうふうにお考えなのか、お尋ねいたします。

副議長（原田 洋介君） 総務部長。

総務部長（浅田 道生君） 抽象論でございますが、防府市出身の方がいわゆる都会に行かれて勉学をされる。その後、地元に戻ってこれられないというのが今現実でございます。それはもう日本全国、いわゆる大都市以外はそういったことになっているわけでございます。

これを地元を引き寄せるといえることになれば、今おっしゃったように、いわゆる魅力ある企業、これは当然、誘致をしてきて、それはひとつ働く場を確保しなければ生活はできないわけですから、まずは働く場を提供できるだけの確保をするということと、もう一つはいわゆる住みよさといいますか、若者にとっては住みよさだけでなく、やはり魅力あるといいますか、言い方を変えましたらちょっと遊ぶ所もあるとか、そういったことも必要だろうと思っておりますから、そういったインフラ整備も含めて、いわゆる働く場の提供を確保できればそれにつながるのではないかというふうには思っております。

副議長（原田 洋介君） 市長。

市長（松浦 正人君） 先ほど来から重川議員の御質問、お尋ねでございますが、いろいろな模索を実はいたしております。

まず、市内で小・中学校を学ばれた方々が高等教育を受けて、当然大都会へ出て行かれるわけでありましたが、その前の段階として、実は数年来からこれは県に要望をし続けてきたわけでございますが、県立の工業高校をぜひ防府市にということをや望し続けてまいりました。

本日の報道にも出ておりましたが、実は、おおよそ1カ月ぐらい前に防府商業の中に工業科を設置するということが決定いたしました。2クラスであるということで、将来的にはこれが県立工業高校へ発展していく土台にもなるのではないかと。これが市内で操業していただいている企業へ就職されるきっかけにもなっていくんではないかというふうにも感じているところであります。

また一方、市内で操業されておられますマツダさんのほうに、実は昨年、うちの企画の

者が訪問をいたしまして、マツダさんの御協力のもとにマツダさんの社員さん方にアンケートをさせていただいております。これは、御承知のとおり単身赴任でお勤めになっておられる方もたくさんおられますし、また同時に、独身寮に住んでおられて結婚を機にぜひ防府市に住むようにしていただきたいという熱い思いの中で、住居に関するアンケートをお願いいたしました。マツダさんに大変な御協力をいただきまして、その辺の集計も実は出てきたところでございます。まだ私、詳しくこれに目を通すところまでいっていませんが、2、3日前に手元に届きました。

これなどもよく分析をしながら、どのような政策誘導が可能な状況であるのかも含めて、しっかり検討する。もって市内への定住者を少しでも増やしていくという努力を、これからも引き続き、あらゆる局面を活用しながら講じてまいりたいと思っているところでございます。

副議長（原田 洋介君） 3番、重川議員。

3番（重川 恭年君） 工業高校というか、工業科が設置されるという明るい話題、そういうところで、ここで学ばれた学生たちが地元で就職できるような体制を整えてもらいたいと思います。

そのためには働く場、昨年来、一般質問でございましたけれども、そういう企業が立地するというのも一つの手だろうと思いますし、現在ある中小企業さんの底上げ。今、いろんな物づくりとか言われております。

そういういわゆる防府市も危機感を真摯に受けとめて、目標を掲げて地元中小企業の底上げを図ってもらいたい。あるいは新連携に対する支援策、こういうもの。これは産学、学学、産産と色々な形態があると思いますが、そういうものに対する支援策。それからいわゆる団塊の世代、これでUターンとか、それからIターンとか、Jターンとか言われております。こういう方々に対するいわゆる手厚い助成というか、こういうものも含めてしっかりやってもらいたいと思います。

そういう中で先般、12月議会で市の工場等設置奨励条例の一部改正がなされました。それから、これは今回の議会の予算の中に出てくるんでしょうか、防府市事業所等誘致促進補助金制度と。これを使いやすいようにとか、要件を緩和するとか、こういうことで新しい政策が出されておることは評価いたします。

それでちょっと1点お尋ねしたいのは、もうこれは平成19年度の予算審議が終わったわけですが、中小企業振興資金貸付金、これで3億ほど減額されているわけです。これ、私も今まで中において見ておったんですが、やはり従前からそういうシステムにはなっている。しかしながら、これだけ使われずに落とすということは一面では使いにくい。

貸した金ですから必ず返してもらわなきゃいけない、そのことはあるんですけども、やはり、もう少し使いやすい制度にされたらいいのかな、こういうふうに思っておるんですが、いかがでしょう。

副議長（原田 洋介君） 産業振興部長。

産業振興部長（桑原 正文君） ただいま御質問のありました中小企業に対する制度融資の件でございますが、実は他の議員さんの方からも幾度となく御指摘を受けている大きな課題でございます。

今、市中金融機関では、我々が今持っております制度融資に比べていわゆる簡単にといいますか、手軽に融資が受けられる制度を金融機関ではお持ちです。どうしてもそちらの方に中小企業の方は目が向かれるというんですか、そちらの方を利用される傾向が強いような形がありまして、当初予定しておった融資の制度予算額を毎年減額補正をしたりというようなことが起きるわけですけども、そうは言いながらも、これも大きな商品というふうに考えるならば、利用者にとって、需要を求める方にとって使いやすい、そういった制度には持っていきたいというふうに思っておりますし、それを早急に検討する時期に入っているのかなというふうに考えておりますので御理解をいただきたいと思えます。

副議長（原田 洋介君） 3番、重川議員。

3番（重川 恭年君） 最後の質問ですけども、定住対策とか、それから企業誘致に対する助成制度とか、産学官に対する施策とか、全国には数限りない先進事例はあるわけです。それをすべていい事例を取り入れておいたら――防府は今は日本一きらきら輝く市になっていると思うんです。そこで、執行部の方におかれましては、そういう事例の中から今何が必要で何が不必要なのか取捨選択して、予算あるいは地域性、各基礎自治体、状況が違うわけでございますので、そういうものを含めて検討し、より輝く防府市にしたい。

そのためには昨日ですか、やはり今津議員がおっしゃったアンテナ職員の配置、これが大切だと思うんです。いろんな所から情報を集める。ただ集めただけじゃ、これはだめなんです。これを分析して、どういうふうに縦横断的に組み合わせで実施していくか。「こういう情報があったよ」、担当の課へ渡す、そのセクションに渡すだけじゃだめなんです。予算も人も必要なんです。だから、それを縦横断に組み合わせで、その情報収集専門官というか、分析官というか、こういうもの。

それと今、地方の時代とか地方分権とか地方自治とか言われておりますけれども、末端自治体、基礎自治体では補助金なくしてはなかなか成り立たない。ですから、今審議されている「まちの駅」ですか、まちづくり交付金、あるいは「みなとオアシス」ですか、こ

れも補助金、補助金となるわけです。

ですから、その補助金も数えれば国の行政、縦割りですから、その省庁ごとに提供する補助金情報収集担当者というか、そういうものをしっかりつくっていただいて、そういう補助金、もう何十の世界じゃない、何百の世界なんです。ちょっとしたことで使えるか使えんかということもあるんで、その辺も十分勉強して、また、そういうセッションができることを望んでおります。

この項、これで終わりです。

副議長（原田 洋介君） それでは、防府読売マラソンについて、教育長。

〔教育長 岡田 利雄君 登壇〕

教育長（岡田 利雄君） 防府読売マラソン大会の今後のあり方、振興策についての御質問にお答えいたします。

防府読売マラソン大会につきましては、昭和45年に第1回大会を防府市から旧徳地町を折り返す田園コースにおいて開催して以来、今日まで38回を数えております。その間、20回大会からは市街地にコースを移しての開催、さらには翌21回大会からは完成したばかりの防府市陸上競技場を発着点として、テレビ実況中継も開始され、県内最大のスポーツイベントとして、また、その年の走り納めの大会として全国的にも知られております。

これまでの参加者の中には、バルセロナオリンピックのマラソンを制しました韓国の黄永祚（ファン・ヨンジョ）選手をはじめ、世界に通用する幾多の名ランナーを輩出いたしておりますことは議員御案内のとおりでございます。

しかしながら、第1回の大会開催当時から今日までの間、マラソン大会を取り巻く環境や社会情勢は大きく変化し、この2月に開催された東京マラソンに代表される市民マラソン大会が増えるなど、ここ数回は防府読売マラソン大会への参加者は幾分減少しております。また、県内においても下関市で5,000人規模の参加者でマラソン大会が新たに企画されていることが報じられており、防府読売マラソン大会への影響が懸念されます。

防府読売マラソン大会を主催する防府市といたしましては、これらの問題を解決するため、去る2月22日開催の主催者会議において、本大会に抜本的な改良を加えるために読売新聞西部本社、山口放送、陸上競技協会等関係者を中心とした検討委員会を設けることが決定したところでございます。当委員会で検討される内容については、大会参加者を増大させるための制限時間の拡大や、コースの見直し等の課題が挙がってくるものと思われ

ます。

本大会は、来年には記念すべき40回大会を迎えますが、全国から多数の参加者をお迎えし盛大に開催できるよう、キャッチフレーズであります「新人の登竜門」の性格を維持

しつつ、魅力ある大会へと再構築するよう努めてまいり所存でございます。

副議長（原田 洋介君） 3番、重川議員。

3番（重川 恭年君） 2月22日とおっしゃったですか、検討委員会が開催されてコースの変更、それからもう一つ制限時間の拡大という話が出たということでございますが、これは話題に挙がった程度なのか、それとも本気ということ、言葉は悪いんですが、真剣に検討していくということになったのか、その辺のニュアンスをお聞かせ願いたいと思うんですが。

副議長（原田 洋介君） 教育委員会参事。

教育委員会参事（恵藤 豊君） お答えいたします。

2月22日に開催いたしましたのは、今、読売マラソンを主催しますそれぞれの主な団体の主催者会議において、その中で検討委員会を設けるということを決め、今度はその検討委員会で、いわゆる大会参加者を増大させるための制限時間の拡大、それからコースの見直しなどの課題が挙がってくるということで、これから検討委員会の中で検討することでございます。

副議長（原田 洋介君） 3番、重川議員。

3番（重川 恭年君） それではコース、それから制限時間等の拡大は、今後、検討委員会で検討すると。

それから、盛り上げるために質問するんですけども、女子の部とか、あるいはマスターズの部とか、そういうものが開催できないかというお尋ねをしたいと思います。

副議長（原田 洋介君） 教育委員会参事。

教育委員会参事（恵藤 豊君） これまでの大会では、フルマラソンで女子の方が2人ないし3人、制限時間ということもありまして、かなり少なかったんですけども、これを例えば制限時間を、今3時間に延ばしておりますけれども、これを3時間半ないし4時間というふうな格好で検討していきますと、そのあたりで女子の部そのものが出てくるのではないかとということでございます。

それから各種、全国でも今、いろんなフルマラソンにおいてのいわゆる市民マラソンというのが開催されております。その中ではやはりマスターズといいますか、それぞれ年代別の優勝者等の表彰を行っている部門があります。

これらについても、やはり検討委員会なりでそれぞれ検討協議していきながら、40回大会からは、例えばそういった各種の年代別優勝と、そういったものも設けるとすることも協議されるだろうというふうに思っております。

副議長（原田 洋介君） 3番、重川議員。

3番（重川 恭年君） それで、教育長さんの答弁の中に、私はいわゆるコンセプトは記録に置くのか、「新人の登竜門」の位置づけとするのかという想定質問を書いていたんですが、両方含まれるような答弁だったと思います。記録を目指しつつ「新人の登竜門」と、こういうふうな位置づけ。

この大会が開催された昭和45年ですか、この当時は、もう本当、数えるほどしかマラソン大会というものがなかったわけです。その後、今、市民マラソンも含め健康マラソン、あるいは競技マラソンが各地で開催されて、そのやり方がアイデアに富んだというか、すばらしい大会になってきているわけです。決して防府読売マラソンがレベルダウンしたという考え方は、私はしたくないんです。

ですから、よそはそういうふうなことでやってきているんで、防府は埋没するんじゃないかということを思っているんですが、その辺についてどういうお考えなのか、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

副議長（原田 洋介君） 教育委員会参事。

教育委員会参事（恵藤 豊君） 今、全国ではフルマラソンがいわゆる116回ほど年間に開催されております。それで中国地方でやっておりますのは例えば鳥取県、それから山口県は今2つほどやっております。中国地方だけで言いますと2つしかない。その中で防府読売マラソンはかなり大きな位置づけがあろうかというふうに思っています。

それで私の方といたしましては、いわゆるエリートマラソン、今までの2時間50分という制限を設けていましたエリートマラソンプラス市民マラソンに向けるような格好にしてはどうかというふうな気持ちではおりますが、例えば東京マラソンがこのたび行われましたけれども、これもやはりエリートマラソンといわゆる一般の市民マラソン、二手に分かれて行っています。

エリートマラソンの参加者は5,000円、それから一般の参加者は1万円というふうな区分分けをいたしまして、スタートラインもエリートマラソンが前ということになっていきますけれども、私の方といたしましては、やはりそのエリートマラソンといいますか、「新人の登竜門」というキャッチフレーズを崩したくないということも、あくまでもスポーツとしてのマラソンということも、もちろん念頭に置いての検討になろうかというふうには思っております。

副議長（原田 洋介君） 3番、重川議員。

3番（重川 恭年君） 今、各地のその後開催されだしたマラソン大会の資料を見ますと、いわゆる実行委員会形式を取り入れている所もあるわけです。

というのは、いわゆる防府の場合、8団体ですか、いわゆる主催団体がございますけれ

ども、市民の視点から見た、あるいは市内に所在する各団体から見た、市内に所在する企業から見た、いわゆる盛り上げるためには市民の盛り上げ、市内に所在する企業の盛り上げ、団体の盛り上げ、こういうものが必要と思うんです。

そうなると実行委員会形式かなど。そして多彩なアイデアを募集する。これは無理に実行委員会になさなくても市民から、例えばマラソンの走る風景を写真に撮った写真展、あるいは応援する風景を撮った写真展、コンテストですね。それから企業・団体による応援コンクールとか、あるいは当日、前日にマラソンシンポ、フォーラムを開催するとか、あるいは遠来のお客さんには観光施設を無料開放するとか、選手の歓迎イベントを開くとか、そういうアイデアも出てくると思うんですが、実行委員会形式というのはいかがお考えでしょうか。

副議長（原田 洋介君） 教育委員会参事。

教育委員会参事（恵藤 豊君） 確かに、市民の方、それから実行委員会というのは素晴らしいことであるというふうに思っております。

私のほうといたしましては、実行委員会をつくるとなればエリートマラソンはエリートマラソンとして、各種、読売西部本社、それからK R Y、防府市がそれぞれいわゆる主だった主催ということで協議しておりますけれども、イベント部門、それからおもてなし部門、そういったいわゆるマラソン競技そのものの部門から少し外れた部門といえますか、今の、議員がおっしゃいましたように、いろんなお祭りのな、そして観光的な、そういった部門についての盛り上がりを検討していただくということで、その辺で実行委員会を設けるということも必要かなというふうには思っております。

副議長（原田 洋介君） 3番、重川議員。

3番（重川 恭年君） この大会には遠来からの選手、あるいは応援に駆けつけられる方もあるわけです。そして壇上でも言いましたが、テレビの放送エリアは関西以西、これも、せっかく放送してもらえれば視聴率もアップさせなければいけないと思いますし、放送するためにはまた経費もかかると、いろんな要素があるわけですが、遠来のお客さんというか、応援に来られた方も選手も含めてホスピタリティ、もてなしの心も大切じゃないかと思えます。

それで、選手が宿舎から競技場に行って荷物を預かってもらえないというか、預けてもちょっと不安だと、こういう話も聞いておりますし、それから3年前からですか、ボランティアの活用ということが始まっているそうでございますけれども、そのボランティアの活用。私はボランティアの方から直接聞いたんですけれども、いろいろ反省する点があるんじゃないかと。いろいろ意見は聞いております。ここではあえて言いませんけれどもそ

ういう問題、いろんな問題があると思いますので、これを盛り上げるために今後、実行委員会というんですか、検討委員会というんですか、そういうところで御意見を聞いて、ぜひこの大会が盛り上がるように、新興の大会に負けないような大会にさせていただきたいという要望をして、私の質問を終わります。

副議長（原田 洋介君） 以上で、3番、重川議員の質問を終わります。

ここで、10分間休憩いたします。

午後 2時59分 休憩

午後 3時11分 開議

副議長（原田 洋介君） 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

次は、4番、山本議員。

〔4番 山本 久江君 登壇〕

4番（山本 久江君） 通告の順に従いまして質問を行います。大変お疲れのところとは思いますが、どうか最後までよろしくお願いを申し上げます。

まず最初に、後期高齢者医療制度についてお尋ねをいたします。

4月から後期高齢者医療制度が始まろうとしています。75歳以上の人をほかの世代から切り離して際限のない負担増と差別医療を押しつける大改悪に、凍結や見直しを求める意見書、あるいは請願を採択した地方議会は500を超えております。日本医師会も全面的な見直しを求める見解を発表いたしまして、医療関係者の中でも見直しを求める声が多数になっております。

制度実施を前に、高齢者や国民のこの制度への危惧と批判がますます広がっております。私どもは国に対しては引き続きこの制度の中止・撤回を求めていかなければならないと考えております。しかし、当面、次の点で問題点を指摘をいたしまして、改善を要望したいと思っております。

第1は保険料の軽減についてでございます。

山口県後期高齢者医療広域連合は、保険料を均等割額4万7,272円、所得割率8.71%と決定をいたしました。年平均保険料は当初の政府試算、年7万4,400円を上回り、全国的に見ても山口県の保険料は高いものとなっております。世帯構成や収入などによりまして、新保険料が現行の国民健康保険料を超える場合も出てまいります。

重要なことは、この保険料は2年ごとに改定をされ、医療給付費の増加と、また仮に1人当たりの医療給付費が全く増えなかったとしても、高齢化が進む限り保険料は際限なく値上げされる仕組みとなっていることでございます。月に1万5,000円以上の年金

を受けている人は、既に天引きされている介護保険料とともに年金から自動的に天引きをされます。

こうした負担の重さに、高齢者から不安の声が上がっております。市として保険料軽減のための対策を検討してほしいと思いますが、いかがでございましょうか。御見解をお尋ねいたします。

第2点目は、資格証明書を発行しないようにしてほしいということでございます。

年金が月1万5,000円未満の人などは窓口納付となりますが、保険料を滞納すれば保険証を取り上げられます。現行の老人保健制度では、75歳以上の高齢者は国の公費負担医療を受けている被爆者の方々、障害者の方々と同じく、保険証取り上げが禁止をされております。それは、医療を奪われたら直ちに命にかかわるからでございます。資格証明書は発行しないでいただきたいと思いますが、いかがお考えか、お尋ねをいたします。

第3点目は、健診事業についてでございます。

これまで、老人保健法に基づく基本健診は40歳以上のすべての人が対象で市町村の実施義務がありましたが、4月から75歳以上の人は40から74歳の健診と切り離され、努力義務になります。厚生労働省は先ごろ、高血圧や糖尿病などの生活習慣病で医療機関にかかった後期高齢者の健診を制限する方針を打ち出しました。

健康診査を大幅抑制するこのやり方に、宮城県や新潟県の広域連合では希望する人に全員実施する方針、受診費用も無料だと表明をいたしております。病気の早期発見・予防に逆行するようなこの国の方針に対し、ぜひ市としても広域連合や国に対し、75歳以上の希望者はすべて検診が受けられるように要望してほしいと考えますが、いかがでございましょうか。御見解をお尋ねいたします。

4点目は、国への財政要望についてでございます。

後期高齢者医療制度では、費用の5割は公費の負担で、そのうち12分の4は国の負担と説明されておりますが、調整交付金を考えますと国の負担はそれ以下に削られる仕組みがあります。さらに、現役並み所得者に対する療養の給付等に要する費用は、各健康保険からの支援金で賄い、国は負担しない仕組みとなっております。健診や葬祭費あるいは移送費などの事業費、電算システム費用、国保連合会に委託する審査支払手数料など、国は財政支援の対象外にしております。こうしたことが、ますます高齢者の保険料を押し上げております。

国に対し財政負担をさらに求めていただきたいと考えますが、いかがお考えでしょうか。御回答をよろしくお願い申し上げます。

次に大きな2点目ですが、児童遊園の整備についてお尋ねをいたします。

児童遊園は、児童福祉法第40条に規定されている児童厚生施設の1つでございますけれども、市内には23カ所ございます。身近な青少年の健全な遊び場として、また幼児の安全な遊び場として欠くことができない場であり、公園と同様に、場所によっては震災時における緊急避難場所及び救急活動の拠点としての役割を果たす場でもございます。

児童遊園には幾つかの遊具が設置してありますが、全国的に公園内の遊具による事故が後を絶ちません。報道によりますと、昨年6月には東京都足立区でタイヤブランコが支えのチェーンごと落下、3人がけがをしております。また同月、滋賀県甲賀市では11歳男児が回転式ジャングルジムの支柱の穴に指を挟み骨折、7月には横浜市でブランコの支柱が倒壊、乗っていた児童3人がけがをしておりますし、9月には大阪でブランコの鎖が外れて9歳男児が骨折と、このように事故が続いております。

遊具メーカーの業界団体であります日本公園施設業協会は、このほど相次ぐ事故を受け、遊具の安全に関する基準を初めて見直し、新たに遊具の耐用年数を明記することを決めました。報道によりますと、その基準は、例えばブランコなら支柱部分に当たる恒久部材は金属性で15年、木製でいけば10年、鎖などの消耗部材は材質によって3年から5年とする方向で調整をされております。

市内の児童遊園の清掃や除草等の維持管理は、地元の愛護会の協力のもと進められておりますが、遊具の安全対策についてはどのように行われているのか、また、現在使用できない遊具については、いつ撤去をし、更新をどのように進めていくのか、御答弁をお願いを申し上げます。

最後になりますが、防府市奨学金貸付制度の充実についてお尋ねをいたします。国民生活金融公庫の調査によりますと、世帯の年収に対する在学費用、つまり小学校以上の子ども全員にかかる学費や通学費などでございますけれども、この在学費用の割合は34%に達しておりまして、特に年収が200万円から400万円の世帯では54%に達すると報告されるなど、高い教育費は家計に重くのしかかっております。

さらに、貧困と格差の広がりのもとで、経済的理由で大学の進学をあきらめたり、また、退学に追い込まれたりする若者が増えております。日本私立学校振興・共済事業団の調査によりますとも、約5万7,000人の私立の大学生が毎年退学をしております、そのうち経済的困窮を理由に退学しているのは約1万人に上ります。

日本の学費は世界一高いとまで言われ、世界の流れであります学費無償化への取り組みと奨学金制度の拡充が、まさに国を挙げて求められている現状でございます。

ところで市の奨学金制度は、日本学生支援機構奨学金や、山口県ひとづくり財団奨学金など、他の奨学資金の貸し付けを受けない専修学校・大学生で、経済的な理由のために修

学が困難な方に貸し付けが行われる制度となっております。金額は一般奨学金で月額2万円、定住促進奨学金は月額1万円となっております。

市の奨学金制度は利用者からも大変喜ばれておりますけれども、今日の学費と生活費の負担を考えますと、据え置かれた奨学金額をもう少し引き上げてほしいという声が上がっております。

また、ほかの市が実施しているように、高等学校へも対象を広げていただきたいと考えますが、いかがでございましょうか。

まさに向学心に燃えて有能な素質を持った若者が少しでも安心して学べる環境をつくり、将来社会に貢献し得る人材を育成するための一環として、市奨学金貸付制度の拡充を求めていきたいと思っております。積極的な御回答、どうぞよろしくお願いをいたします。

以上、壇上からの質問を終わります。執行部におかれましては、誠意ある御回答、よろしくお願いを申し上げます。

副議長（原田 洋介君） 4番、山本議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 私からは、後期高齢者医療制度についての御質問にお答えをいたします。

議員御承知のとおり、老人医療費を中心に国民医療費の増大に対応するため国が進めております医療制度改革の中で、高齢者世代と現役世代の負担を明確化し、公平でわかりやすい制度とするために後期高齢者医療制度が創設され、本年4月から実施をされることとなっております。

これに伴い山口県では、山口県後期高齢者医療広域連合が保険者となりまして、県下市町においても事務の一部を行うこととなります。

この制度で言う後期高齢者とは、75歳以上の高齢者と、一定の障害のある65歳以上の方でありまして、これらの方は平成20年度以降、現在加入中の国民健康保険や被用者保険から脱退し、独立した後期高齢者医療制度に移行することになります。

このような制度の中で、1点目の、市として保険料の軽減のための対策を検討してほしいとの御要望でございますが、御承知のとおり保険料の賦課額・料率につきましては山口県後期高齢者医療広域連合が決定し、全県下同一の保険料となっております。この保険料の軽減につきましては被保険者の所得によりまして、7割、5割、2割の軽減が一律に適用されますので、本市独自の財源投入による軽減の実施は困難であると考えております。

次に2点目の、資格証明書の発行をしないしてほしいとの御要望でございますが、後期高齢者医療制度の一部は加入者の保険料で賄われることになっており、被保険者の方々の保

険料負担の公平性を図るために、保険料を一定期間以上滞納した場合には、資格証明書を交付することが法令上制度化されております。

しかしながら、広域連合におきましては、一定の滞納があれば直ちに資格証明書を交付するというような機械的な運用は考えておらず、法令上も特別な事情があれば資格証明書を交付しない取り扱いになっておりますので、納付相談を通じまして特別な事情があるかどうかを適切に把握し、実態に則した対応をしてみたいと存じます。

3点目の健診事業についての御要望でございますが、山口県後期高齢者医療広域連合に問い合わせいたしましたところ、議員御指摘のとおり、厚生労働省から、血圧を下げる薬やインスリン注射または血糖を下げる薬、またはコレステロールを下げる薬の一つでも投与・服用をすれば、健診の対象から外す旨の指示がなされたとのことでございます。

しかしながら、本県広域連合から、受診券にこのことを記載はするが受診して差し支えないとの回答を得ておるところであります。議員の御要望のように、このことを要望してほしいということでございますが、この辺につきましては広域連合を通じての形になるかどうかと考えているところであります。

最後に、4点目の、国への財政要望についての御要望でございますが、山口県市長会においても、これまでたびたび議題に取り上げられておりまして、県にも要望しているところでございます。

また、全国においても同様の問題が取り上げられておりまして、これまでも全国市長会を通じて必要な予算措置をするよう要望がなされたところでございますが、今後も状況を見て要望をしてみたい所存でございます。

残余の御質問につきましては、土木都市建設部長、教育委員会参事より答弁いたします。

副議長（原田 洋介君） 4番、山本議員。

4番（山本 久江君） それでは、再質問をさせていただきます。

まず、保険料の問題ですけれども、私壇上で申し上げましたように、この後期高齢者の医療保険料というのは、将来にわたって2年ごとの改定が行われるわけですが、確実に値上がっていくということなんです。

それは2つの理由からなんです。1つは、この医療給付費が増加すれば値上がりするという仕組み。介護保険料と同じく、患者が増えたり、あるいは重症化したり、医療技術の進歩などで給付費が増えれば保険料にはね返っていくという、こういう仕組みなんです。

もう1つは、後期高齢者の人口増なんです。この制度は御承知のように財源割合というのが、保険料が10%、それからほかの医療保険からの支援金が40%、それから公費が50%という割合で、まずスタートをいたしますけれども、後期高齢者の人口比率がだん

だんとうこう増えるに応じて保険料の割合が、この10%から12%、15%と、こういうふう自動的に引き上がっていく、こういう仕組みなんです。

ですから、とにかく高齢化が進む限り、保険料はどんどん上がっていくという、こういうふうなことになります。これは今後のことですけれども、本当に大変な制度だというふうに思いますが、お尋ねしたいことは、この制度スタート時に、まず国民健康保険から後期高齢者医療制度に移ったために負担が増える世帯はどのような場合なのか、そのあたりをお答え願いたいと思います。

副議長（原田 洋介君） 生活環境部長。

生活環境部長（黒宰 満君） 国保から後期高齢者医療制度に移ったために負担が増える世帯はどのような場合かという御質問でございます。

いろいろ、パターンというのは千差万別でございますけれども、一応、現在私どもがモデルとして設定しておりますのが、例えば御夫婦二人の世帯でございます、そのお二人とも後期高齢者医療制度に移行された場合、その所得の多寡にもよるわけでございますけれども、例えば、御主人の収入でございます年金収入が年間168万円、それと奥様は国民年金の限度額相当額79万円ということに設定をした場合、19年度の国保料の算定と比較をいたしまして、3,957円、約3,900円程度の増加といたしますか、負担が増えるということでございます。

また、御主人が192万5,000円の年金収入ではどうかということを経算しますと、6,321円、約6,300円程度の負担の増加。それと御主人が238万円の年金の場合にはどうかというのを試算しましたところ、これは9,699円、約9,700円程度の、いずれも増加という試算になっております。

以上でございます。

副議長（原田 洋介君） 4番、山本議員。

4番（山本 久江君） ただいま部長さんの方からモデルを挙げての御説明でございましたけれども、本当に二人以上の世帯はほぼ上がっていくというふうに思います。

大事なことは、これらの方は健康の状態も、それから収入も全く変わらないのに、制度が変わったために負担が増えるということなんです。しかも国の保険料軽減措置、7割、5割、2割、この軽減措置があつたとしても上がっていくという、こういう状況でございます。

ここでお尋ねしたいのは、この国の保険料軽減措置で、その対象となるのはどういう場合か、この制度の説明を少しお願いしたいと思います。

副議長（原田 洋介君） 生活環境部長。

生活環境部長（黒宰 満君） 保険料の軽減措置の、要は基準でございます。先ほど申し上げました、その上がる、増加する保険料でございますが、これはすべて法的軽減を適用した後の金額ということで御承知おき願いたいと思います。

この国の保険料軽減措置の基準、判定でございますが、この基準につきましてはいわゆる国保料の軽減基準、判定基準と同一でございます。ちなみに申し上げますと、まず7割軽減につきましては、その被保険者の所得が33万円以下の方が7割軽減の判定対象ということになります。

それと次に5割軽減でございますが、これはもう計算式が決まっております、33万円プラス24万5,000円掛ける当該世帯に属する被保険者の数、ただしこれは世帯主はのけて計算をいたします。

次に、2割軽減でございますが、計算式は、33万円プラス35万円掛ける当該世帯に属する被保険者数の総数という、こういうもう一定の計算式が決まっておりますでございます。

以上でございます。

副議長（原田 洋介君） 4番、山本議員。

4番（山本 久江君） 今、御説明をいただきました国の軽減措置でございますけれども、実は大変な矛盾があるということを私、指摘しておきたいと思うんですが、それは、保険料というのは個人単位、一人ひとりの収入に応じてかかってきますけれども、この軽減措置は家族単位となっております、世帯主が例えば息子さんであれば、その収入も判定の対象となるため、軽減が対象外になる場合が出てくるわけです。こういう問題点もあります。

しかし、それにいたしましても、こんなに高い保険料を少しでも軽減していく対策、何とかならないものかというのが高齢者の方々のお気持ちだろうと思いますが、市にその対策、少しでも軽減措置できないかと求めたんですが、市長からの答弁は困難だという回答でございました。

本当に自治体として、この軽減措置ができないのかどうか、実は昨年10月24日の衆議院厚生労働委員会でこういうふうな答弁がされております。「県及び市において独自の減額を行うことは、妨げられるものではない」これは政府委員の答弁なんですけれども、この答弁を受けて、例えば市独自で軽減対策、助成措置といいますか、独自で行っているところが実際にあるんです。千葉県は浦安市ですけれども、これは後期高齢者支援臨時給付金事業という、こういう事業を新たに立ち上げて、保険料の助成を行うということを決めております。

高齢者の方々のこの負担の重さ、これにいかんか答えていくか、ぎりぎりの市独自の対策だったろうと思いますが、ぜひ今後とも検討を引き続きしていただくように要望をいたしておきます。

それから、次に資格証明書の発行の問題についてでございますけれども、御答弁では納付相談を行って特別な事情があるかどうかについて、個々の事例に応じて判断をするという、そういうような回答でございましたけれども、考えてみますと、現在の老人保健制度ではこの保険証の取り上げが禁止されているんです。この制度では取り上げられる、これは大変な問題であろうと思います。

資格証明書の発行が、受診抑制につながるというふうに市としては考えておられるのかどうか、そのあたりをお尋ねいたしたいと思います。

副議長（原田 洋介君） 生活環境部長。

生活環境部長（黒宰 満君） 受診抑制につながると思っているかどうかという御質問でございます。

私どもも一般的に考えまして、資格証明書を交付された被保険者の方は、医療窓口で個人負担が全額となります。こういったことから議員御指摘のように、中には受診を我慢しておられる方も否定はできないと、想像は十分できるところでございます。

ただ、先ほど市長も答弁申し上げましたように、これは後期高齢者の方もこういった資格証明書を発行するかどうかということも、第一義的なその相談というものが市の方にゆだねられております。国保でもそうでございますけれども、機械的にどなたにでも資格証明書を今までも発行しておるわけではございません。何回も相談の文書をお出しして、なおかつ電話等でもいろいろお尋ねをして、とにかくどういう納付の仕方があるのか、どういう状況なのかというのを、やはり一度、お互い話をしましょうということで持ちかけておるんですけれども、それでも何の反応も示していただけない方、この方にはやはり私ども、基本的な負担の公平性という部分からやむなく資格証明書を発行しておるというのが状況でございます。

したがいまして、引き続きそういう方に対しては、何回も飽きることなく相談の相談を持ちかけていくようにしておるところでございますが、この後期高齢者医療制度におきましても、国保と同じようなそういった体制、考え方で対応していきたいと、このように考えておるところでございます。

副議長（原田 洋介君） 4番、山本議員。

4番（山本 久江君） 実はここに、報道されている新聞があるんですが、全国保険医団体連合会が、2006年度の国民健康保険の資格証の被交付者の受診率全国調査を行っ

て、その結果が公表されております。

これを見ると、資格証の被交付者の受診率は全国平均で14.99%、これは一般の被保険者の51分の1ということになるというふうに報道していますね。そして、前の年に比較して、さらに1.12%、この受診率が低下をしているということから言えることは、資格証明書が発行されますと、お金がないために医者にかかるのを、極端に我慢をしている、こういう結果になるということがこの調査結果からもうかがわれると思います。

既にテレビ等でこの資格証明書の問題、これが生み出した悲劇等も報道しておりますけれども、この発行については、私はすべきでないというふうに申し上げたいと思います。まさに医療保障なしでは生きていけない高齢者からも、保険証を取り上げるようなことは絶対にすべきではないということを、再度申し上げておきたいと思います。

次に、健診に関連して質問をいたします。これは、後期高齢者医療制度がスタートするにかかわって、国民健康保険事業で健診事業がスタートするんですが、40歳から74歳の特定健診と保健指導が義務づけられるという問題でございます。健診の目玉はメタボリックシンドロームの予防・改善ですけれども、腹囲の測定を軸にメタボの保険加入者を見つけ出して保健指導を行うということですが、ここには目標実施率が設けられております。

そこでお尋ねいたしますが、もし改善率が悪い場合にはペナルティが科せられるのかどうか、お尋ねをしたいと思います。

副議長（原田 洋介君） 生活環境部長。

生活環境部長（黒宰 満君） 特定健診の受診率の多寡によって、ペナルティが科せられるのかという御質問でございます。

今の国の方針でございますが、議員御指摘のとおり、その実施率あるいはその改善率によって、これは後期高齢者医療制度の支援金の額にペナルティが科せられるということになっております。

ちょっと具体的に申し上げますと、最終的に、24年度時点でございますが、40から74歳までの被保険者の65%以上の人が特定健診を受診するんだと、させるんだということが最終的な目標になっております。また、その65%の人の受診によって、保健指導が必要とされた人の45%が、実際に保健指導を受けることが必要であるということ、それと、今度はその保健指導を受けられた方の10%以上の人に現実的にメタボの改善が見られない場合には、25年度には最大10%の支援金を加算して支援指導という、そういったペナルティがあります。

逆にこれが大幅に改善された場合には、本来計算をされます支援金の10%は減額をして支援をして差し支えないというような、現時点ではそういう国の指針が出ておるところ

でございます。

以上です。

副議長（原田 洋介君） 4番、山本議員。

4番（山本 久江君） そうしますと、肥満が改善しない場合、非常に肩身の狭い思いをしなくちゃいけない。この、だれを見ているとは……。〈笑声〉

国が、まさに健康づくりを怠ったと、こういうふうを決めつけて、原因の究明、解決もせず、まさに自己責任のこの名でペナルティを科すというのは、本当に本末転倒だというふうに思います。

私たちが保険料を払っていくのは、万が一健康が損なわれたときに安心して医療を受けるため、保険料が懲罰の道具に使われるというのは、やはり公的医療制度の役割を変質させるものだというふうに私は理解をしております。

ところで、75歳以上の方の問題ですが、75歳以上の方が医療機関にかかった場合、74歳以下の人と診療報酬が別建てになるというふうに報道されておりますけれども、その内容はどのようなものでしょうか。お尋ねいたします。

副議長（原田 洋介君） 生活環境部長。

生活環境部長（黒宰 満君） これは、実は私どももまだ、十分具体的な内容というのは精査しておりません。

確かにマスコミとか、あるいは私どもが見ております専門雑誌によりますと、これは後期高齢者の慢性疾患の継続的な管理が必要であるという、そういった観点での取り組みということになっておりますが、現時点、まだこの後期高齢者の診療報酬について、中医協の診療報酬改正案が協議をされている最中であるということで、広域連合のほうに確認を取りましても、まだ私どもと同じような程度の情報しか入れていないと、具体的な情報が全然入っておりませんので、現時点では内容がはっきりわからないというような状況でございます。

以上です。

副議長（原田 洋介君） 4番、山本議員。

4番（山本 久江君） 具体的にはわからないということでございますけれども、制度の仕組みそのものは公表されております。

要するに保険のきく医療に上限がついて、後期高齢者にそれ以上の手厚い治療を行う病院は赤字になるような状況になります。そして検査とか投薬とか、それから手術などの制限、あるいは入院日数の短縮、早期退院を促進するという、こういう国の考え方があります。74歳以下と75歳以上で治療の方針が全く違ってくるんです。これは大変な問題だ

と思います。

こうして見ますと後期高齢者医療制度というのは、75歳以上の高齢者を国保とか健保から切り離して保険料の取り立ては強化をしていく、しかし一方では、医療内容に格差をつけるものというふうに言わなければならないというふうに思います。

高齢者を切り捨てるようなこの改悪を、うば捨て山というふうに元厚生労働省の局長が呼びましたけれども、今はこの言葉、経済誌や一般新聞でも使われるキーワードになっているんです。本当に悲しいことだと思います。

また、厚生労働省の現職幹部はこういうふうに言っています。当初の制度設計で5年ぐらいはやっていけるけれども、その後は財源のあり方が課題になるというふうに述べて、早期に破綻するということを認めているわけです。本当に世界にも例のない年齢差別の医療制度だというふうに思います。個々の問題でもたくさんの課題があります。

全国、いろいろな所でこの制度の仕組みとか問題点が知られるにつれまして、不安の声、怒りの声もう本当に上がっております。戦前・戦中・戦後と、本当にこの75歳以上の方というのは、苦勞をしながらやはり今の日本をつくり上げてきた方々です。この高齢者に対してあまりにも冷たい仕打ちでありまして、しかしこの制度は団塊の世代もはじめ、これから高齢者になるすべての国民を直撃する制度だということです。

私どもは国に対して、この制度の撤回・廃止を求めて今後ともいきたいと思いますが、最後に市長さんのこの制度に対する御見解をお尋ねして、この項を終わりたいと思います。

副議長（原田 洋介君） 市長。

市長（松浦 正人君） 私も個人的には、山本議員の御指摘と全く同じ考え方でございます。

私も福祉関係のほうの全国市長会のほうでも役をいただいております。機会あるごとに厚生労働省の担当課長には苦言を呈しております。高齢者の方々が安心して健康で暮らしていけるように、今回は健康保険のことでございましたが、年金のあり方も含めて、私は国の対応というものは大変納得のいかないものであると、このように個人的には感じているところでありまして、機会あるごとにこの点は主張もし、また市長会を通じて是正すべきところはどんどん主張してまいりたいと、このように考えております。

以上です。

副議長（原田 洋介君） 続いて、児童遊園の整備について、土木都市建設部長。

土木都市建設部長（金子 正幸君） では、私のほうから、児童遊園の整備についてお答えします。

児童遊園は、児童福祉法に定められた、児童に健全な遊び場を与えてその健康を増進し、

または情操を豊かにすることを目的とする施設で、市内の23カ所に設置しております。

議員御案内のとおり、児童遊園は開設以来、地元の皆様に散策、運動、地区住民の憩いの場として、あるいは子どもの遊び場としても親しまれ、さらに防災上の緊急避難場所としても重要な役割を果たしております。

児童遊園の遊具については、子どもから高齢者まで安心して御利用いただけるよう、地元の協力をいただきながら維持管理に努めておりますが、近年、全国的に遊具の事故が多発していることから、児童遊園をはじめ、都市公園、開発広場等に設置されているすべての遊具について、今年度、職員による安全確認、さらに専門業者による安全点検を行ったところでございます。

この安全点検の結果、児童遊園にはブランコが17個、滑り台が9個、鉄棒が12個をはじめ、シーソーや複合遊具等、合わせて67個の遊具がありますが、早急な改善が必要と判断された遊具には、御指摘のとおり一時的に使用禁止の措置を講じております。

これらの遊具で、部品交換等により安全に使用できるものは、予備費を充用して、既に昨年末、修繕を発注しており、きょう現在でございますが、ブランコはすべて部品交換完了しております。鉄棒について、あと残り2基という状況であります。あとはちょっと穴の修理等、溶接をする工事が残っております。工期であります3月16日までには、もとどおりに御使用いただけるよう措置しています。さらに、修繕の困難なものにつきましては、新年度予算で撤去・更新することとしております。

市といたしましては、専門業者による安全点検及び職員による定期的な巡回等を引き続き行い、児童遊園の遊具等の維持管理に努めてまいりますとともに、遊具の更新につきましても、児童遊園の広さや遊具の安全空間の確保等、安全性を考えながら地元の皆様と御相談し、設置してまいります。

今後も児童遊園が地元の皆様に愛され、安心して御利用いただけるよう努力してまいりますので、お力添えをいただきたいと思います。

以上でございます。

副議長（原田 洋介君） 4番、山本議員。

4番（山本 久江君） それでは、再質問させていただきます。

今回は児童遊園に絞って質問をさせていただきましたけれども、この問題だけでも子どもたちへの安全安心対策の遅れというのが大変見えてくるんです。こういう身近な問題から、ぜひ、予算をかけてしっかりと整備をしていただきたいと思います。

質問は、今現在、使用できない遊具については、撤去・更新の今後の進め方について御答弁いただきましたけれども、過去5年間、老朽化等により撤去された遊具の数、また、

更新された数、幾つあるか示していただきたいと思います。

副議長（原田 洋介君） 土木都市建設部長。

土木都市建設部長（金子 正幸君） 児童遊園について、過去5年間のことについてお答えいたします。

過去5年間では、11児童遊園でブランコ、滑り台、平均台、鉄棒、ジャングルジム、12基を撤去しております。その撤去したものに代わりまして、更新の部分でございますが、これがいろいろ、現在、平成18年と平成19年に玉祖児童遊園と北山手の児童遊園に複合遊具を2基設置しております。それとブランコ1基の3基、更新しております。

以上でございます。

副議長（原田 洋介君） 4番、山本議員。

4番（山本 久江君） 遊具の更新につきましては、地元住民との共同、地域性を考慮しながら進めていきたいというのが市の基本的な考えであろうと思いますが、ただいま示していただいた数字を見る限り、撤去、撤去でなかなか更新が進んでいないという状況だというふうに思います。やはり、児童遊園の目的に沿って計画的な整備を今後お願いしたいと、これは要望しておきます。

私はこの間、市内の児童遊園の状況を見て回りました。最も古い、たしか昭和31年開設の本橋の児童遊園から、最も新しいのが平成9年開設の多々良児童遊園ですが、それまで、とにかくその広さの違い、あるいは遊具や設備、維持管理等のこの違いに本当に驚きました。児童福祉法に規定された児童厚生施設としての役割がもっと十分に果たせるように、そしてさらに、利用しやすく魅力あるものにしていく必要性をずっと回りながら痛感してまいりました。それぞれ地域に根づいた児童遊園ですので、地元の住民の方々の声をぜひ大事にさせていただいて、改善に努力をお願いしたいと思います。

その中で、児童遊園を回ってみて気づいたことがあります。例えば破損したフェンスとか、それから、これが多かったんですが、老朽化したトイレなどがいろいろありました。遊具以外のこうした設備の改善については、これからどのように進めていかれるのか、お尋ねしたいと思います。

副議長（原田 洋介君） 土木都市建設部長。

土木都市建設部長（金子 正幸君） 破れたフェンスと老朽化したトイレという御質問でございます。

まずフェンスについてでございますが、破れたフェンスで小規模のものにつきましては、職員で修理しております。大規模なものにつきましては、順に更新していくこととしております。新年度予定していますのは、宮市児童遊園及び桜本児童遊園を計画しております。

トイレについてでございますが、児童遊園のトイレの多くはグラスファイバー製のトイレで、恐らく設置されたときには安価で丈夫なという形で、また工期も短いという観点から用いられたと思いますが、御指摘のように設置後何年も経過しておりますので、外観・設備とも悪くなっておりますので、今後の更新を検討したいと考えております。

副議長（原田 洋介君） 4番、山本議員。

4番（山本 久江君） 昭和55年に開設をされました市内で最も大きい——この児童遊園が一番人気があるんですけれども、防府市記念モデル児童遊園でございますけれども、最近も、使えなかったブランコも更新をされております。

しかし、ローラー滑り台の着地部分を囲む木が腐っていたり、それからトイレが大変老朽化しております。モデル児童遊園ですから、モデル児童遊園にふさわしく、ぜひこの改修を行っていただきたいと思いますがこの点いかがでございますでしょうか。お尋ねいたします。

副議長（原田 洋介君） 土木都市建設部長。

土木都市建設部長（金子 正幸君） お答えする前に、ちょっとトイレの整備状況を説明させていただいて三田尻モデル遊園に入りたいと思いますが、都市公園のトイレについては、公共下水道がいった部分につきましては水洗化工事を行います。それに合わせて設備等を更新して衛生環境を整えております。また、市民の多くが御利用になります桑山公園につきましては、今年度、護国神社の側のトイレを、場所をかえて新設しております。

御指摘の三田尻モデル遊園は、私もこの日曜日、見てきたんですが、たくさんの利用者がいらっしゃいました。そばには三田尻御舟倉もあります。また、イベント等で利用されております萩往還ウォークラリー等の出発・終点場所にも御利用されておりますので、このようなことから、御指摘のとおり周辺の状況に合ったトイレを、ふさわしいものにする必要があると考えておりますので、今後、予算化等、検討してまいりたいと考えております。

副議長（原田 洋介君） 4番、山本議員。

4番（山本 久江君） ありがとうございます。私も児童遊園、回りながら、この防府市記念モデル児童遊園だけ、実は子どもたちが遊んでおりました。本当に楽しそうに遊んでおりましたが、ぜひですね、27年、もう経過しておりますけれども、大変人気のある児童遊園でございます。

また、この児童遊園というのは、場所によっては震災時に緊急避難場所であるということも壇上で申し上げましたけれども、いわば安心安全の場の拠点とも言えるもので、常に対応できる状態でなければならないと思います。

そうした意味において、設備の整備、重要となりますので、ぜひとも計画的な整備をお願いしたいということで、この質問、終わります。

副議長（原田 洋介君） 奨学金貸付制度の充実について、教育委員会参事。

教育委員会参事（恵藤 豊君） それでは、市奨学金貸付制度の充実についての御質問にお答えします。

本市奨学資金貸付制度は昭和26年に発足して以来、貸付金の増額を重ねてきておりますが、最近では平成4年度に一般奨学金の貸付月額を現行の2万円に改定しております。また平成5年度からは新たな奨学資金として定住促進奨学金を設け、一般奨学金の貸付を受けられる方で、卒業後に市内に定住する意思を持ち奨学資金の増額を希望される方に限って、月額1万円を一般奨学金と合わせて貸し付けております。

このほかに、市民が利用できる修学のための貸付制度につきましては、母子家庭を対象とした母子福祉資金や、社会福祉協議会を窓口到低所得世帯を対象とした生活福祉資金の貸付制度もございます。これらはいずれも無利子貸付となっております。

国・県関係では、議員御案内のとおり、日本学生支援機構や山口県ひとつくり財団による奨学資金制度があり、また大学等の多くでは独自の奨学金制度を設けております。

本市の奨学金貸付は、これらの奨学金貸付制度を含めて、利用を希望される皆様に、選択肢の一つとして検討していただければと考えております。

奨学金貸付における金額の引き上げ及び対象の高校生までの拡大につきましては、基金の額、高等学校における授業料の減免制度、関係団体及び県内他市の奨学金貸付の実施状況等を勘案しながら検討を進め、経済的な理由により修学が困難な方に対する適切な修学支援に努めてまいります。

以上でございます。

副議長（原田 洋介君） 4番、山本議員。

4番（山本 久江君） ありがとうございます。この市の奨学金の利用実績といえますか、過去3年間の状況がどうなっているのか、教えていただきたいと思えます。

副議長（原田 洋介君） 教育委員会参事。

教育委員会参事（恵藤 豊君） お答え申し上げます。

申請者及び採用者の推移を年度順に申し上げますと、平成17年度は7名の申請に対しまして7名の採用ということになっております。平成18年度は8名に対しまして7名の採用、本年度は13名に対しまして12名の採用となっております。

年度によっては、申請者の数と採用者の数に差がありますけれども、これは申請者がほかの奨学金を受給するため辞退されたためでございます。

以上でございます。

副議長（原田 洋介君） 4番、山本議員。

4番（山本 久江君） 時間も押し迫りましたので要望に代えさせていただきますけれども、募集人員は毎年度20人以内というふうに説明がされておりますけれども、毎年まだ十分な対応ができる状況でございます。

奨学金額につきましては、少し他市の例を紹介したいんですが、例えば下関市は大学が月額4万円、高校が1万8,000円。それから下松市は大学が月額3万5,000円、高校が1万5,000円と。それから岩国は、大学が2万5,000円から3万円、高校が1万円。その他、周南も大学が3万1,000円、高校が1万6,000円から2万1,000円という形で、周辺の状況は防府市よりも充実した施策になっているんじゃないかなというように思います。償還の問題もありますけれども、せめて防府市も他市並みに引き上げて、高校にもその枠を広げていただきたいと思います。

説明がありましたように平成4年に一般奨学金が、それから平成5年に定住促進奨学金額が決まったわけですから、もう15年余り変わっておりません。この間さまざま、進学費用も高騰を続けておりますので、ぜひ奨学金制度として充実をされるように要望いたしまして、私の質問、終わらせていただきます。ありがとうございました。

副議長（原田 洋介君） 以上で、4番、山本議員の質問を終わります。

副議長（原田 洋介君） 次は、19番、山根議員。

〔19番 山根 祐二君 登壇〕

19番（山根 祐二君） 公明党、山根でございます。後期高齢者医療制度について質問いたします。

ただいま山本議員が質問され、また多くの人に関心を持つ新事業であります。制度のスタートまで1カ月を切り、山口県広域連合による保険料も昨年11月28日告示され、確定いたしましたところであります。そういうことで再度質問させていただきます。

一部割愛いたしますが、多少重複する箇所があると思いますが、お許してください。

本制度は、75歳以上の人と一定の障害がある65歳から74歳までの人を対象とする新しい制度であります。該当する人は、現在加入している国民健康保険や健康保険組合から脱退して後期高齢者医療保険に加入することになります。

新制度は山口県後期高齢者医療広域連合が保険者になり、申請窓口は防府市となります。保険料は都道府県単位で決定し、山口県では均等割額4万7,272円、所得割率は8.71%が決定したところであります。具体的には、1人当たりの平均保険料は年額7

万5,796円となり、月額では6,316円です。

一方、低所得世帯に属する被保険者には、7割、5割、2割の軽減があり、その軽減見込み被保険者数は県全体で合計10万8,000人と示されております。その結果、単身世帯で年金収入のみの場合、保険料の試算は年金収入79万円の人の保険料は、年額1万4,181円、月額1,182円となります。また年金収入168万円の人は、年額2万7,246円、月額2,271円であります。いずれも7割軽減後の保険料となります。

そこでお尋ねいたします。保険料は地域の特性により一律ではありません。例えば、他県と比べて病床数、平均在院日数はどうなのか、生活習慣病等の患者の受診動向はどうか等で医療費の格差が生じてきます。山口県の保険料は全国ではどのような位置にあり、その特性、理由はどう分析されますか。

2番目に、防府市では、後期高齢者制度の被保険者は7,250世帯、1万5,100人という数字が示されています。その中で7割軽減対象者が6,200人、5割軽減対象者350人、2割軽減対象者100人となっております。また、今まで被用者保険の被扶養者であり、保険料の支払いがなかった個人も新たに保険料の支払い義務が発生しますが、この方々に対しては、救済措置として当面保険料の支払いが4月より半年間は全額免除され、あとの半年間は9割軽減されます。

この方々の人数は何人になるのでしょうか。また、この方々への周知徹底は非常に重要になりますが、どのように行われますか、お聞かせください。全員を対象に健康診査が行われることになりましたが、その内容についてお聞かせください。

また、健診の受診者負担は500円と定めてありますが、寝たきりの高齢者をつくらないためにも、すべての人に健康診査を受けてほしいものです。先ほどの質問にも、すべての被保険者に健診を受けさせてはどうかとありましたが、500円の自己負担分を市が負担し、結果的に無料としてはいかがでしょうか、執行部のお考えをお伺いいたします。

次に、国民健康保険制度についてお伺いいたします。前段で質問いたしました後期高齢者医療制度開始に伴い、国民健康保険制度も大きく影響を受けることとなります。まずこれまでの住民基本健診がなくなり、40歳から74歳までの被保険者だけでなく、新たに家族も含めた特定健康診断、特定保健指導が行われることとなりました。

日本の少子高齢化はこれからますます進む中で、将来的に寝たきりの高齢者などをなくしていく必要があります。2025年には、現在20.4%の高齢化率は30%を超えると言われております。日本が世界に誇る国民皆保険制度を維持するためには、その財源確保は避けて通れない問題です。新年度予算書を見ますと、防府市の国民健康保険料も例外ではないようです。

そこで質問ですが、保険料改定の内容と新制度との関連など、市民にわかりやすくお示しください。さらに、この負担増は市民生活に大きな影響を及ぼすことが考えられます。国の制度の変更によって地方が大きく左右されるのは当然ですが、制度運用の中で細かく目を配っていただきたい。

現在、保険料を払いたくても満足に払えない方々は多くいらっしゃいます。国保では保険料滞納者に対し、短期証及び資格証明書を発行しております。これらの現在の発行状況、またその方々の受診状況をお聞かせください。

以上で、壇上からの質問を終わります。

副議長（原田 洋介君） 19番、山根議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 私からは、後期高齢者医療制度についての御質問にお答えいたします。

議員お尋ねの「保険料は他の広域連合と比較してどうか。また、その理由は」についてでございますが、山口県は被保険者数を平成20年度は21万人、平成21年度には21万5,000人と見込んでおります。保険料率は均等割額4万7,272円、所得割率8.71%で、1人当たりの平均保険料が、軽減後でございますが、7万5,796円となりまして、全国で7番目となっております。

理由としては数点挙げられると思います。まず、1件当たりの入院日数が20.79日で、全国第1位となっておりますが、老人医療費は全国で14番目でございます。また75歳以上の後期老年人口の割合が、平成17年度には全国で7番目であったものが、平成22年度には全国で6番目になることが予想されることがありまして、このことは今後の被保険者数の増加や、それに伴う老人医療費の増大ということが見込まれてくるわけがあります。また、1人当たりの所得額が全国で15位以内であることもございまして、このことは国からの収入であります調整交付金が相対的に低くなることも予想される、以上のような数点が理由として考えられると思われまます。

次に2点目の御質問の新たに保険料支払いの対象となる人の人数と、その方々への周知徹底の方法についてでございますが、防府市からは約1万5,000の方が後期高齢者医療制度に移行することになります。そのうち、被用者保険からの移行者が1,200人程度あり、今まで被用者保険の被扶養者であった方も新たな保険料の支払い対象となりますが、被扶養者の正確な人数は把握できておりません。

周知方法でございますが、本市におきましては、昨年より市広報、ホームページ、国保だより、FMラジオ等により周知徹底を図り、各地区で催される集会等にも職員を派遣し

て制度の説明を行っております。なお、国においては、これからテレビ、ラジオ、新聞、雑誌等を利用した国民向け広報や保険医療機関・各医療保険者に2月末から3月上旬にポスターを配布するとともに、新聞折り込み、リーフレットを配布し、また県においては広報紙掲載を、広域連合においては新聞広告、ポスター、出前講座等で周知徹底を図る予定とのございます。本市におきましても、今後とも、より一層周知徹底に努めてまいりたいと存じます。

次に3点目の御質問の健診の方法、また内容、自己負担金の無料化についてでございますが、平成19年4月に厚生労働省が発表をいたしました「標準的な受診・保健指導プログラム」の中で、問診、計測、脂質、肝機能検査等の必須項目が規定され、それに貧血検査も加えたものを健診項目として受診券を被保険者に送付し、それにより医療機関で受診していただき、受診者に健診結果を送付いたします。

なお、自己負担金につきましては、受益者負担の公平性の観点から有料、500円とされたものでありまして、無料化は困難であるとの広域連合からの回答を得ているところがあります。

残余の御質問につきましては、生活環境部長より答弁いたさせます。

副議長（原田 洋介君） 19番、山根議員。

19番（山根 祐二君） 山口県の保険医療の特徴ということで、るるお話しいただきまして、入院日数が全国第1位だというような非常に大きい特徴もございました。多くの人が健康で暮らしていけるためには、行政の役割として、山口県の医療給付の特徴を踏まえた健康診査というのが必要となってくるのではないかと思います。

そこで、今の特徴の中で、全国で最も保険料の高い広域連合、またその特徴、あるいは最も保険料が低いところの県は、連合はどこなのかと、その特徴はどうなのかということをおちょっと教えていただきたいと思ひます。

副議長（原田 洋介君） 生活環境部長。

生活環境部長（黒宰 満君） 大変申しわけございません。今、ちょっと手元にその資料を持ち合わせておりませんので、後ほどということにさせていただきたいと思ひます。

副議長（原田 洋介君） よろしいですか。19番、山根議員。

19番（山根 祐二君） ヒアリングでお願いしたような気がするんですけども、ないということで、また後ほどお伺ひしたいと思ひます。

こういった特性を考慮して、この健康診査も積極的に推進していただきたいということをお要望しておきたいと思ひます。

2番目の、新たな保険料支払いの対象者、周知徹底についてですけれども、市長の答弁

にごさいました市広報、国保だより、FM放送と、また国ではテレビ、ポスター、新聞折り込み、県でも同様ないろんな周知徹底が今から行われていくであろうということでありました。

それで、きちっと周知徹底がなされていくことを期待いたしますけれども、この、こういう人は特に払う必要がなかった、今まで払ってなかった人は、新たに負担するということになった人は、やはり窓口での混乱というのが多少予想されます。そういうことを考えて、必要があればですけれども、個別に予告通知なり、そういったこともする必要があるのではないかなという気がしております。

先ほど、この新たな保険料支払い対象の人というのはまだ数としてわからないということでしたけれども、その人数によってはこういったことも、必要性を考えて進めていくべきではないかなというふうに思っております。

今回から、こういった支払いが発生するという人は、最初の1年間は負担が軽減されますけれども、2年目からは均等割額の5割がまず発生いたします。3年目からは通常の保険料となり、さらに負担増となるわけでありまして。これらの方々にもやはり特にわかりやすく親切な説明が必要になると思います。

また、場合によっては保険料の見直しも必要となり、市独自の施策が必要となることも考えられますけれども、まずはスムーズな制度移行ができるよう細かい配慮を要望しておきたいと思っております。

それから、3番目の健康診査自己負担の500円の免除ということで、受益者負担の観点から、この500円というのを免除するということは困難だということを広域連合から返事もらったという、今、御答弁でございました。

確かにそういう考え方は、私も感じます。受益者負担の受益者ということを考えてみるんですけれども、まずこの受益者負担の受益者というのは、この健康診査を受けることによって健康になる被保険者本人と、これが受益者になります。もう一つ、被保険者が健康になることで医療給付が減少すると。この保険者は広域連合であり、組織の一員である防府市であるわけです。これも受益者の一員である、1人であるというふうなことも考えられます。要は、この健診を受けていただくことで重病になる人を減らすと、寝たきりになる人を少なくするという意味合いもあるのではないかなと思っております。たかが500円ということもありますけれども、これが重荷になって健診に行かないという人も、非常に考えられるのではないかなと思っております。

昨年12月14日の新聞で、これは北日本新聞、富山県の記事なんですけれども、大見出しに県内の健診無料化拡大と、これはまだスタートしておりませんので、そういうこ

とが定まってきたという新聞の内容でありますけれども、記事には、後期高齢者医療制度で導入される健康診査の受診料500円について、自治体が公費で負担し住民負担分を無料化する動きが広がっていると。富山、黒部、砺波、小矢部の4市が公費負担を検討しており、魚津市、滑川市が市・市議会本会議で無料化を表明と、こういう記事が載っております。

自己負担500円が受診率低下を引き起こさないかどうか、無料化で受診率を高めることができるならば、結果的に病気を早期に発見でき、医療給付の削減となることも考えられます。

先ほどの質問でもありましたが、後期高齢者医療制度そのものが廃止となれば、医療費抑制を議論する必要はありませんが、日本が世界に誇る国民皆保険制度を維持することについて努力・工夫をするのであれば、今できることとして、すべての被保険者が健康診査を受診できるよう努め、寝たきりの人をつくらないようにしたいということも考えております。その点は、今後の課題として、ぜひ検討していただきたいなと思っております。

この項は以上です。

副議長（原田 洋介君） 続いて、国民健康保険制度について、生活環境部長。

生活環境部長（黒宰 満君） それでは、国民健康保険事業についてお答えをいたします。

まず、平成20年度保険料はどのようになるのか、また後期高齢者医療制度の開始による影響はどうかということでございますが、まず料率設定の背景といたしまして、国民健康保険の被保険者は、加入者あるいはその加入世帯が減少する一方、保険料は平成19年度までは国保医療分と介護分賦課額の合計額でございましたが、平成20年度から新たに後期高齢者医療制度の実施に伴いまして、後期高齢者支援金分が加わったことによりまして3つの賦課額の合計額となりますので、結果として被保険者の皆様には新たな負担をお願いせざるを得ない状況でございます。

次に、国保の短期証・資格証明書の交付状況についてでございますが、平成18年度末時点でございますが、短期証は約800世帯、資格証明書は約300世帯に交付をしております。そのうち、資格証明書交付世帯の32世帯、計88件の人が、医療機関の窓口で全額を支払っておられる状況でございます。単純な率を出しますと、10.7%の世帯が資格証による窓口での受診ということになっておる状況でございます。

以上です。

副議長（原田 洋介君） 19番、山根議員。

19番（山根 祐二君） 保険料については、医療分・介護分・支援分があるというこ

とで、予算書を見ますと医療分が上がり、介護分はそのままと。支援分は新たな保険料として発生するものですから、この3つを合計すると当然上がるということになっております。

ちょっとこの中の確認なんですけれども、被用者保険の保険者が退職者医療制度により医療給付を負担していた前期高齢者の一部、65歳から74歳の分の医療給付費は、20年度からは国保保険者。すなわち防府市が負担するというので、この医療分も上がるということによろしいですか。

副議長（原田 洋介君） 生活環境部長。

生活環境部長（黒宰 満君） 国保につきましては、医療給付費は従前から前国保加入者の方のみの医療費を計算しております。いわゆる前国保の被保険者の中に自営業とかそういった方の国保の被保険者、並びに被用者保険のほうから退職によりましてかわってこられました被保険者の方の医療費が入っておるということでございます。

したがって、今の計算上からしますと、医療給付費そのものは自然増的な、毎年若干ずつ医療給付費は上がってきておりますが、その辺のところでございます、大きく変動するということはありません。

以上でございます。

副議長（原田 洋介君） 19番、山根議員。

19番（山根 祐二君） 非常に複雑になりますので、しっかり学習していきたいなと思っております。医療費が増加すれば、当然市の負担も増加いたします。保険料上昇にも関連するわけです。

本年の2月14日、中国新聞に興味深い記事が掲載されました。それは、この夏から呉市が市民にジェネリック情報を通知すると、こういったものです。

新薬の特許が切れた後、同じ主成分と効能で別の会社が製造した薬は、多額の開発費がかからないため安価であります。これをジェネリック医薬品と呼びます。テレビコマーシャルの効果もあり、ジェネリックという言葉は浸透してまいりました。2006年4月、診療報酬改正の流れの中で、処方せんに後発医療品に変更可と、こういう欄が設けられまして、処方医師の署名があれば患者の希望により薬局でジェネリック医薬品に変更することが認められました。調べてみますと、欧米では薬品の代替調剤として普及しております。2007年の、昨年新聞でございますけれども、アメリカでは普及率53%、ドイツでは46%、イギリスでは55%、日本では16.8%。

普及率が、このジェネリック医薬品は欧米と比べ大きな差がありますけれども、この現状というのはどのように感じられておりますでしょうか。ちょっと御意見をお伺いしたい

と思います。

副議長（原田 洋介君） 生活環境部長。

生活環境部長（黒宰 満君） ジェネリック医薬品でございますが、これは議員御指摘のとおりこの医薬品を奨励することは医療費の抑制、ひいては保険料も安く抑えることができるという、いわゆるメリットが考えられます。しかしながら、現時点におきましては、厚生労働省からまだこの医薬品についての情報が非常に乏しいわけでございます。具体的には、医師と患者の判断に現時点では頼っているというのが現状でございます。

これは、県内他市の担当のほうも皆同じような状況でございますが、今後、国・県、医師会等の動向も見守りながら、このジェネリック医薬品についての取り扱いと申しますか、そういった対応を検討していきたいなど、このように考えております。

以上です。

副議長（原田 洋介君） 19番、山根議員。

19番（山根 祐二君） 日本では、薬代というのは公定価格ということで、ジェネリックというのは先発医薬品の薬価の約7掛けというルールがあります。これらの新薬とジェネリック医薬品との価格差ということになるわけでありまして。

薬価全体の経費の減少というのは、保険者である国、自治体、組合の負担減少になります。これは、ただいま部長が言われたとおりでございます。薬価が患者に請求され、実勢価格との差が医薬、医療機関、薬局の利益になるわけでありまして。患者が代金として、自己負担分として3割を払いますけれども、経費全体はこの3.3倍となります。

システムとしては、まず市が診療記録などを記した診療報酬明細書、いわゆるレセプトのデータをもとに処方された医薬品を照合します。次に、同様の効果を持つ後発薬があれば、削減できる金額を示した通知書を加入者に送付します。加入者は薬局でこの通知書を提示し、後発薬への切りかえを求めるというシステムです。これが、呉市がやることになったというシステムでございます。このシステムは国保加入者の負担軽減に加えまして、自治体側にとっても医療費が抑制できる一石二鳥の策と言えます。呉市の福祉保健部は、生活習慣病などで長期間薬を使う人ほど効果が大きく、薬代が節約できると、市民への通知で後発薬品の利用促進を徹底したいと話しているそうです。

ジェネリック医薬品を使えば、薬代は平均で3分の1程度に抑えられるそうです。防府市でも、ぜひ取り組んでみてはどうかなということを要望しておきたいと思います。先ほどの答弁でも、いろいろ問題があるということをおっしゃっていただきましたので、今後の検討としてでも、検討されるということで結構だと思いますけれども、考えてみていただきたいなと思っております。

次に、短期証・資格証明書の状況でございます。

先ほど山本議員の質問の中にもございましたけれども、執行部も何度もそのときには聞くようにしていると。事前確認に誠意を持って望んでいるというような御答弁がございました。

この資格証明書、国保の場合ですけれども、発行する場合の要件、これはどういうふうな要件で発行するというような規定がございましたらお聞かせください。

副議長（原田 洋介君） 生活環境部長。

生活環境部長（黒宰 満君） 若干の日にちのずれは生じてくるところでございますが、まず基本的に保険料滞納が1年以上でございます。その方は普通の保険証から短期保険証に切りかわるということになります。それからさらに半年いたしますと資格証になると。もちろんその間、先ほども御答弁申し上げましたように、その都度納付相談、こういったものを行いながら、それでも何の相談もない、あるいは保険料の納入の改善が行われない方は、今申しましたような短期証に切りかわりまして、さらにそれが改善されない場合に、最終的に資格証になってしまうという、一般的にはそういう流れで対応して交付しておるところでございます。

副議長（原田 洋介君） 19番、山根議員。

19番（山根 祐二君） 保険料滞納とはいえ極端に医者に行かない、あるいは行けないという事態が起こると、またそういう人が多くなりますと、かえって医療費が増加してしまう。これは保険者の医療給付費のことでございますけれども、こういう危険性もあります。短期証や資格証明書制度の運用は、注意を払って運用していただきたいと考えます。

それ以前に、保険料滞納者への生活指導、助言等、必要となります。先ほども、電話にしてもいろいろ注意深く聞くというようなお話でございましたけれども、例えば滞納者が市の窓口に来られた場合、また呼んだ場合、滞納を注意するだけで済まさないでいただきたい。まず生活状況を親切に聞いて、居住費はどうか、食費はどうか、光熱費はどうか、あるいは多重債務に陥っていないか、細かく見ていくことが必要と思います。いわゆる医療セーフティネットを確立するというところでございます。

やむを得ない事情で国保保険料が滞納となった人をどう救済していくかは、これから国民皆保険制度を維持していくため、我々がしていかなければならないことだと考えます。以上、血の通った行政を推進されるということを要望しておきたいと思います。

以上で私の質問を終わります。

副議長（原田 洋介君） 以上で、19番山根議員の質問を終わります。

副議長（原田 洋介君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、これにて延会することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（原田 洋介君） 御異議ないものと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。お疲れさまでした。

午後 4 時 4 7 分 延会

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

平成 2 0 年 3 月 5 日

防府市議会 議長 行 重 延 昭

防府市議会副議長 原 田 洋 介

防府市議会 議員 中 司 実

防府市議会 議員 山 田 如 仙

